

厚岸町議会 第3回定例会

平成26年9月11日
午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） おはようございます。
ただいまから、平成26年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。
- 議長（音喜多議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。
- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、谷口議員、11番、中屋議員を指名いたします。
- 議長（音喜多議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
9番、南谷委員長。
- 南谷議会運営委員会委員長 議会運営委員会報告をいたします。
昨日、午前11時40分より、第9回議会運営委員会を開催し、追加議案と陳情の取り扱いについて協議しましたので、その内容を報告いたします。
追加議案第64号 財産の取得は、平成26年度補正予算採決終了後、本会議において審査を行います。
陳情第3号 「高レベル放射性廃棄物、核のゴミに対するすべての施設の受け入れはしない」に関する意見書の提出を求める陳情書については、本日の本会議に日程に加え、審査することと決定しました。
以上、議会運営委員会報告といたします。
- 議長（音喜多議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で、報告を終わります。
- 議長（音喜多議員） 日程第3、陳情第3号 「高レベル放射性廃棄物、核のゴミに対するすべての施設の受け入れはしない」に関する意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。
職員の朗読を行います。
- 議事係長（福田係長） 陳情第3号 「高レベル放射性廃棄物、核のゴミに対するすべての施設の受け入れはしない」に関する意見書の提出を求める陳情書。

昨年８月に発刊された原子力負の遺産（北海道新聞社発行）のほか、報道各社が高レベル放射性廃棄物の処理施設建設の候補地に北海道東部の根釧海岸地域が挙げられていると報じています。

これに対し、私たちは「核のゴミはいらないアクション」として署名活動を始めました。原発から生み出される使用済み核燃料かにつくられるガラス固化体の製造直後の放射線量は１時間当たり１,５００シーベルトと言われ、安全なレベルになるまで１０万年もの長い時間がかかると言われています。

安全に保管できるという確立した技術がない限り、核のゴミを受け入れることはできません。これからも厚岸町の豊かな自然を子孫に残し、誰もが安心して住める町づくりのためにも、下記の項目について強く要望し、国に対し意見書を提出していただけますよう陳情いたします。

記。

１、高レベル放射性廃棄物、核のゴミに対する中間貯蔵施設、最終処分場及び研究施設などをつくらない。

２、子供たちの夢を育て、幸せな未来が約束できるようにする。

３、海をきれいにし、緑を育てて美しい町をつくる。

平成２６年９月９日、厚岸町議会議長、音喜多政東様。

陳情者、核のゴミはいらないアクション、共同代表、日向三香。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。
９番。

（「議長、議事進行」の声あり）

- 南谷議員 ただいま朗読いただいたのですけれども、議運のときには陳情者、住所入っていたのですけれども、これにはないのですね、記載が。どこの方だかわからないので、いかがでしょうか。

- 議長（音喜多議員） 休憩します。

午前１０時０５分休憩

午前１０時１０分再開

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。

- 議事係長（福田係長） 陳情者、厚岸町奔渡７丁目１９５番地、核のゴミはいらないアクション、共同代表日向美香。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

(な し)

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本陳情は採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本陳情は、採択されました。
- 議長（音喜多議員） 日程第4、昨日に引き続き、一般質問を行います。
初めに、7番、金橋議員の一般質問を行います。
7番、金橋議員。
- 金橋議員 第3回定例会の一般質問に当たり、通告してあります質問事項についてお伺いいたします。
 - 1、床潭地区の町有地売り払いの価格について。
 - (1) 今年度の床潭地区の宅地、雑種地価格について教えていただきたい。
 - (2) この地区の土地売り払い価格の推移を教えていただきたい。
 - (3) 売り払いに伴い、現地の漁業者に聞き取り調査等を行っているか。
 - (4) この価格は現状において適正と考えているか。以上であります。
- 議長（音喜多議員） 町長。
- 町長（若狭町長） おはようございます。

7番、金橋議員のご質問にお答えをいたします。

床潭地区の町有地売り払い価格についてのうち、初めに、今年度の床潭地区の宅地、雑種地価格についてお教えいただきたいについてであります。床潭地区では、今年度、町有地の売り払いはしておらず、また、土地の買い取りなども行っておりません。さらに、現時点では本年度に売り払いする予定の土地もありませんので、価格の算定はしておりません。

なお、直近の売り払いは、平成22年で土地の現況は海産干場、私道及び原野であります。このうち、海産干場と私道部分が不動産登録地目上の雑種地になります。雑種地とは、不動産登記規則第99条によると、23種類に区分して定める地目の種類の一つで、他の22種類のいずれにも該当しない土地が雑種地となります。

このことから、一口に雑種地といってもさまざまな条件の土地が想定されるため、単

純にこの地域の雑種地価格が幾らであるとは言えないと考えております。

次に、この地区売り払い価格の推移をお教えいただきたいについてであります。土地価格につきましては、各土地がそれぞれ持っている位置や形状、その他の固有の要因を含んで価格が決められることから、一概に売り払い価格の推移についてご説明することはできませんが、ご承知のとおりバブル崩壊以降、現在までの土地価格は下落を続けております。

この土地価格の変動につきましては、一般に公表されている国の地価公示標準値や北海道の地価調査基準値の価格の推移により把握できるものであります。

この価格の変動率をもとに取引事例の取り引きされた時点から、価格算定の時点まで、時点修正をすることで、地価水準の変動を考慮した価格の算定を行っております。

次に、売り払いに伴い、現地の漁業者に聞き取り調査等を行っているかについてであります。現地での聞き取り調査は特に行っていないところであります。

次に、その価格は現状において適正と考えているかについてであります。過去に売り払いされた価格につきましては、価格算定の都度、近隣または類似の取り引き事例に基づき、適正に算定されたものと考えておりますし、買い手も納得された上で購入されたものと考えております。

しかしながら、公共工事が縮減され、公共用地買収などの売買事例に乏しく、土地の取り引きも少ない中ではあります。民間の土地売買価格についてもできる限り把握し、取引事例として採用できるものは採用し、また不動産鑑定士に意見を求めるなど、地域の価格動向を注視し、より適正な価格での売り払いになるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 7 番、金橋議員。

●金橋議員 現状についてというか、今の床潭地区のそのことについて、大変、苦勞しているなというのはよく分かります。かつて、私もそういう立場にありましたので、私なりに、やはりこれをこの一般質問で出したということは、現状のままで借りているのか、買いたいとかという、そういうような人もいるわけなので、それで今の状況はどうなのかなということで、まず第1点目の宅地、雑種地価格についてどういうふうになっているのだろうかということで、(1)の部分はちょっとお聞きしました。

その次に、売り払い価格の推移についてというのは、私もかつてそういう立場にあったので、自分なりに調べて、それでちょっとすり合わせをしたいなということがあったので、(2)は出しました。

それと、売り払いに伴い現地の漁業者に聞き取り調査を行っているかという部分で、私もちょっと何人かの人からそういうことを聞いていますので、町のほうではどうなのかなというふうに、ちょっとそれと聞いてみたいなと思いました。

最終的に(4)のこの価格は現状において適正と考えているかという部分は、そういう、例えば町有地の売り払いの事例があるとしたら、そのことについて今後どういうふうに下落していますから、どの辺で考えていて、その地域にあって適正価格を今の時点

で決めておかないと、今後、私はもう61ですけども、大体その辺の年代の人たちはもう次の息子さんにどうしようと、長々と営々と過去の床潭の借地の分から来ているわけなので、後継者の方にきちんとした形で残したいのであれば、その方法を探らなければいけないのではないのかなというふうに思ったので、この質問をいたしました。

それで、私なりにちょっと調べてみました。それで、北海道厚岸郡厚岸町の全体です、平均の土地価格は平方メートル当たり1万円、2012年から2013年にかけてはマイナス1.96%下落であります。それで、全国的な地価のランキング、1,732市町村のうちの1,475位です。上昇ランキングは1,731市町村のうちの672位です。ということは、地価のランキングが1,732市町村のうちの1,475位ということは、はっきり言って地域として日本の中で末端のほうの高くない地域だということで、上昇ランキングが1,731市町村のうち672ということは、地価の変動はそんなにないということになります。

そういうふうなことで、いろいろと自分なりの資料としても調べてみました。それで、一番近い、床潭に近い、一番近い厚岸郡厚岸町奔渡6丁目47番地のこれについては、平方メートル当たり4,700円です。やはり、それをずっと調べていって、例えば奔渡6丁目と床潭という距離的にありますから、それをベースにしてある程度、価格の算定をしていけるものかどうなのかというふうになるのですが、私もどちらかというと素人ではないので、このことについて担当者とちょっと話してみて、どんなものでしょうねというふうに相談をしたら、そういうことはすり合わせをするということによって可能でしょうか、建設課長、どうでしょう。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） これまでの算定の仕方については今、1回目の答弁で申し上げたとおりなですけども、それを他の方法に変更するということにつきましては、これからもそうですけども、やはり土地鑑定士さんの意見も伺いたいなというふうに思っておりますので、単にちょっと離れている奔渡地域の価格を参考にすることが適当なのかどうかについては、今ちょっとお答えできないなというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 これは、宅地の分、宅地というか、そういう分になっていろいろと私が言っているのは、要するに地域によって、類似地域というのがあって、大体その干場があるとか、海産干場ですね、それがあ地域と床潭のほうと、例えば距離的な要因だとか、東西南北の日当たりがいいとか、そういうものを含めてそれを参考にして、類似地域として類似地域の格差を算定して、その上で床潭に当てはめて、それで価格を出していくということなのです。

そして、バブルのときからずっと落ちたと言いますが、確かにそれはそのとおりです。平成元年が厚岸町の地価の過去の推移ということで、自分なりの資料です。平成元年です、総平均、厚岸町の公示地価、基準値の総平均です。全部で平均すると4万5,000円です、平成元年です。それが、平成25年、これも総平均、要するに公示地価と基準値

からの総平均なのですけれども、そうするとこれが先ほど言ったように1万円なのです。25年の間にこれだけ価格が落ちているということなのです。

そして、私も大体、新聞とか地価公示いろいろと見てみると、大体、住の江あたりでも200円かそのぐらいで落ちているような感じになるのです。それ以上落ち続けて、本当に厚岸町の地価、本当に何百円になるのかといたら、そういうこともならないと思うので、これは厚岸町全体のデータとしてなっています。

それと、厚岸町の土地取引、これもちょっと私の出した分のデータなのですけれども、その中で、ちょっと抜粋です。土地価格の相場は、国土交通省の公表による地価公示価格、北海道庁の発表による地価調査価格、国税庁の公表による路線価、国土交通省により四半期ごとに発表される不動産取引価格が参考になります。

これらの数値は、現実の物件の取引の際の実勢調査とはやや異なることがありますのでご理解くださいとは書いていますけれども、これが大体、ベースになっていきます。

それと、先ほど課長が言われたとおり、これも抜粋になります。実際に、北海道厚岸郡厚岸町の土地の売却、土地の購入、住宅の購入、住宅ローンによる借り入れ、不動産取引、不動産投資、土地を運用する際には不動産屋さんですね、要するに不動産屋さん、不動産鑑定士、司法書士、行政書士、マンション管理士、土地家屋調査士、宅地建物取引主任者など、専門家に依頼し、査定、見積をとるのが通例ですというふうになっています。

ですから、鑑定士さんに聞いたり、実際に取引している部分のそれをベースにするのがそうだというふうには思います。

ですから、今、買うというふうになると、確かに床潭は事例が少ないです。本当に少ないんですよ。ずっと昔に昭和年代に床潭の前浜道路やるときには、平米単価がたしか6,060円ぐらいだと思うのですけれども、それは高いのですね。それと比較して、今言ったように価格が落ちると、ましてやその海産干場が落ちるというのをいろいろと考えた場合に、例えば売るとして、不動産鑑定士さんに頼んでやるのか、あるいは個人売買でやったのを参考にするのか、それともさっき言った聞き取り調査によってこのぐらいの価格でどうなのかというのだとか、いろいろな要素があるから、確かにこの町長さんの言われた答弁のように難しいです。ただ安くすればいいというものでもないし、根拠がないとどうしようもないというのが確かなのです。

ただ、後継者のために土地を借りている場合もそうですし、これから先、きちんと土地を残すということで、買うときに、それではどうするのですかというふうになりますから、今ここでやっておかないと、またちょっと分からなくなると思います。

それで、先ほどの雑種地の価格についてなのですけれども、確かに自分ちょっと調べた部分でいくと、この国税庁のほうで雑種地の評価というのがちょっと出ていたのです。雑種地の価格は原則として、その雑種地と状況が類似する付近の土地について、これは国税庁のですから、この通達の定めるところにより評価した1平方メートル当たりの価格をもととし、その土地とその雑種との位置、形状等の条件の差を考慮して評価した価格に、その雑種地の地籍を乗じて計算した金額によって評価すると。ただし、その雑種地の固定資産税評価額に現況の類似する地域ごとに、その地域にある雑種地の売買実例

価格、精通者意見価格等をもととして、国税局長の定める倍率を乗じて計算した金額によって評価することができるものとし、その倍率が定められている地域にある雑種地の評価は、その雑種地の固定資産税の評価額にその倍率を乗じて計算した金額によって評価するというふうに、これなっています。

確かに複雑だと思います、雑種地は。宅地じゃないですから。ほかにどこかないかなと思って探しました。そうすると、柏市、ここはちゃんと評価の仕方という分が出ていて、農地、山林の場合と同様に売買実例価格や付近の土地の評価額に基づく方法により評価します、ほかにも同じように新潟市でも同じように書いてあって、これと全く、恐らく役所同士ですから、同じようなことを見てやっていると思います。

ここも、宅地、農地、山林の場合と同様に売買実例価格や付近の土地の評価額に基づく等の方法により評価しますと。だから、これは出し方は難しいと思います。難しいから、どうしようもないからいろいろな条件があって、例えば宅地と違って落とすならどこまで落とせるか、それも根拠があって落とせるかというような話で、それで出していると思います。

ですから、全国の市町村、その価格、例えばその貸す、売るとしたら、苦労しているのは本当にそれ分かるのですよ。ただ、今ここでやっておかないと、地域の漁業者の方に海産干場売る、貸すというふうになったら、やはり根拠となる、そういうものがないとしたらちょっと困るので、このところでちょっと一つ頑張って評価なり、きちんとやってもらって、やってもらえないでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 細かな話をしますと、そういった土地評価にはいろいろ宅地条件だとか、街路条件だとか、そういった条件でもって算定されるわけですがけれども、その中に時点修正ですとか、そういったことも含まれております。

そういった時点修正の期間、一定、期間にも限度があるのだらうなというふうに考えざるを得ないかなというふうに思います。

そのようなことで、今、ご提言あった内容については、今年度、今のところ売買予定、床潭地区にはございませんけれども、次年度以降、発生に備えてちょっと研究させていただきたいなというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 それでは、雑種価格については、要するに海産干場ですがけれども、それについては難しいと思うのですが、できるだけいろいろな等というのは、何かいろいろと含みがあると思うのですがけれども、例えば海産干場を維持するのに雑草を駆除するとか、あるいは砂利引き直しをしてきちんと整備するとか、それをやっている分も等ということですから、考慮して、やはりそれなりのことを維持管理するのに考えていることをちょっと考慮していただいて、価格にどのように具体的に根拠があるように反映していただくとか、考えられるのであれば、それもちょうと考えいただくとか、それは実際に例

えば土を入れた、砂利を入れた、そういう部分の入れたものが土地の売買価格から引き去るというのも、それは実際にやっている話なのです、いろいろね。

例えば、建物付いていたら、話は別ですけれども、宅地の分で建物が建っていたら、その建物を壊して全部きれいに更地にするのに、その分を引いてどうするとか、それは余分な話ですけれどもあつたりしますから、やはり市街地では路線価方式でよく釧路市とか、そういう専門家の分でもすぐ路線価、路線価というのですけれども、こういう地方になってくると、その路線価は余り当てにならないとか、それであれば実際に取り引きした人のそのものをベースにして、類似地域といったら海産干場がある地域をそれでは距離的に車で行って何分かかって、どれだけ落差があるのかというのを含めて考えた上で落ちるのであれば、市街地に近い海産干場より落ちるのであれば、それを落としてどうやって評価するとかという部分も出てくると思います。

それと、言っておきたいのは、やはりそうなると時間かかります。十分分かります、時間はかかります。二、三カ月のものではできません。ですから、それはじっくり時間をかけて、今、床潭の方にも貸していると思います、貸している海産干場があると思います。ですから、そういうものをじっくり考えて、できれば宅地評価の部分でいくと事例値を元にした標準値を出して、基準方式とかいろいろとありますけれども、その辺を考慮いただいて、考えていってほしいなと思いますけれども、そのことについてはどのようにお考えか、ちょっとお聞かせください。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 今、おっしゃっていただいた中に、現況の土地、雑種地をどのように管理されているとか、使用に当たってどういった整備が必要であるとか、そんなことも買い入れ希望者と十分、話を聞きながら適正な価格算定に意見を取り入れていく話し合いも必要だなというふうに今、お聞きして感じたところであります。

先ほどの研究に加えて、そういった買い入れ希望者との話を進める中で、さらにそこら辺も考慮した算定ができないものか、していく方向で今後、進めてまいりたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 そのことについては配慮していただけるのであれば、それは別にして、次に、貸している土地があると思うのです。町有地の床潭地区、今回はほかに広めませんから、ここ床潭地区だけです。

これについて、今、払っている納期限というのが9月の末日でなかったかなと思うのですけれども、その辺はどうだったでしょうか、ちょっと聞きたいと思います。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） ただいまのご質問は、土地の貸付料について。町の財務規則232

条では、毎年度、定期に貸地料を納めることを定めております。運用において、これは毎年度、9月末日を実は納期として取り進めているところでございます。

これを今後、納期を変更することについては、財務規則ではきちんと納期定めておりませんので、検討できる余地があるのかなというふうに考えておりますので、今年度は既に納付書発行して済みでございますので、今後の取り扱い、少し検討する時間はあるのかなというふうに思いますので、次年度に向けてちょっと検討してまいりたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 実際に昆布が終わって、それでお金が入ってきて、それから賃貸料、土地の賃貸料を払うというふうになると、ちょっと時間的にかかってしまうものですから、9月末日というふうになると、まだちょっと大変だなということもちょっと聞いているものですから、できればもうちょっと全部、昆布が終わってからお金が入ってきて、支払えるような時期に延ばしてもらいたいというようなことも聞いていたものですから、その辺のところをちょっと配慮していただけるのかなということで、もう一度答えていただきたいのですが。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） ちょっと先走った答弁をしてしまったようで大変、申し訳ございません。

この9月の納期について、いろいろ実際に貸し付けている方は漁業者の方でございますので、そういった生計の実態、そこら辺も考慮し期限の延期というのですか、納期の延期というのでしょうか、そういったことも考えてまいりたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 そのことについては分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、後継者のために、その海産干場を買うとしたら、今すぐお金がないと、どうしようというふうなった場合に、そのことで価格については最初、いろいろとお話をしたので、それは別にして、分割払い、それは可能なのだろうかというので、これもちょっといろいろと市町村有地の売り払いに関する部分でちょっと調べたのですけれども、はっきり言ってそういうその分割払いというのは結構厳しい部分がありました。

最初に、10%ぐらい納めておいて、その後に支払うという、2回ぐらいの分割払いというのはあって、その後は30日以内に残金をお願いしますねというようなことと、ほか調べたらそれがその最初に10%納めて、60日以内に納めてくださいねというのがあるのです。私もちょっと時間がなくて、その根拠になる日にちだとかというのをどうしてそうなのかというのを調べ切れませんでした。

それを調べた上でこうやって話そうと思ったのですけれども、ただそういう事例というのはたった二つしか調べられなくて、もうちょっと時間があったら何とかその漁業者

のためにその辺のところ分割だとか、どの辺までなるのかなというふうに調べて、これについては私も調べ切れなかったので、何分割でどうこうという具体的なことを話すことができないので、それは例えば分割、どの程度までというのは検討課題として、検討する課題として建設課のほうでちょっと調べてどうなのかなということを考えていただきたいのですが、それは可能でしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） これまでの町有地の売買実例におきましては、不動産売買契約書というものを取り交わさせていただいております。その中で、代金の納入の期日を契約書に明記するという形でございます。

そのほとんどは、年度内の最終期限といいますか、その範囲でこの契約日から一定期間の間をおいた納期ということで、すべてが同じ納期という分野ではございません。

ただ、契約がつまり年度末ぎりぎりになると納入機会も短いものですから、そういった不都合も生じてくるということが予想されます。

そこで、この代金の納入につきましては、売買代金の分割払いはできるのかということに尽きるわけでございますけれども、実際には確実な担保で支払いを条件にして行うことができることは、これは地方自治法施行令第169条の7で規定されております。ただし、特別な事情がある場合ということで、5年以上の延期も認められることになっています。

つまり、確実な担保と利息の支払いがあれば原則5年以内に分割払いはできるものというふうに考えております。

厚岸町の財務規則においても、その取り扱いが規定されております。延納担保ということで、財務規則でもそのことは予定しておりますので、対応は可能な部分は町内の事例においてもあるというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 分かりました。

最後になります。もう一度、繰り返しになりますけれども、これの今、ずっといろいろと話しましたが、価格についてははっきりすることと、それから貸し付けしている部分のそれについて、そういう価格がはっきりしたらできるだけ漁業者の方に配慮していただきたいということ、それと今後、後継者だとか、そういうような方がいて、その親が土地を買って、次につなげたいというような、そういうようなことがありましたらぜひ配慮してあげていただきたいと思います。

最後になりますけれども、大変、申し訳ないですが町長さんの意見を伺って、それで終わりたいと思います。よろしくお願いします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

後継者含めての土地の売買等のお話もございました。先ほど、担当課長からお話がございましたとおり、財務規則等、法的なものもあるわけではありますが、やはり相手の生活等のことも踏まえながら、取り引きすることも大事な案件であろうと、そのように理解をいたしておるわけでございまして、法に基づいて適正に売買取引をするよう、これからも続けてまいりたいと、そのように考えております。

●議長（音喜多議員） 以上で、7番、金橋議員の一般質問終わります。

次に、9番、南谷議員の一般質問を行います。

9番、南谷議員。

●南谷議員 さきに通告してあります、3点について質問をいたします。

初めに、町民満足度調査についてお尋ねをいたします。

平成22年策定、第5期総合計画は、今年、中間点であり、次年度以降に向け総合計画見直し作業中であります。町民の声を反映すべく、その一環として町民満足度調査を実施され、町報あつけし9月号に内容結果が記載されております。

これからも厚岸町に住み続けたいと思いますかのアンケートで、できれば転出したいという人、この結果、20歳未満42.9%、非常にびっくりいたしました。20歳から29歳までが26.1%、60歳は21%で若い人ほど転出希望率が高い、この要因をどのように捉えておられるのかお尋ねをさせていただきます。

また、町長は今年度の新年交礼会でも誰もが住みよい町、来なくなる町、町づくりを明言、日々住みよい町づくりに努力をされておられますが、この調査結果を踏まえ、第5期総合計画の見直しで何をどのように反映をされるのかお尋ねをさせていただきます。

次に、イオン厚岸店西側の町道への指定方向外進行禁止、左折禁止です、この解除についてお尋ねをいたします。

あやめ跨線橋から下ってきた車両が町道港町西4の通りへ左折することができるよう、平成21年11月に町及び町内8自治会長から解除要請が厚岸警察署のほうに出されております。

その後、これを受けまして私は平成23年9月定例会におきまして、この進捗状況について一般質問をさせていただきましたが、いまだ何の変化もございません。その後、町と公安委員会等の動向はどのようになっているのかお尋ねをさせていただきます。

3点目でございます、総合教育会議について質問をさせていただきます。

6月13日、参院本会議におきまして、地方教育行政法案が成立いたしました。来年4月1日より任期3年で教育長と教育委員長を統合した新設と新教育長制度がということで法改正がなされております。これらに対して、本町はどのような対応をされるのか、まずもってお尋ねをさせていただきます。

すべての自治体に総合教育会議を常設し、原則公開で議事録作成は努力義務となっておりますが、この対応につきましてもいかがされるのでしょうか。さらには、今回の改正により、本町の教育行政と子供たちの影響についてお尋ねをし、1回目の質問といたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 9番、南谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町民満足度調査結果についてのうち、初めに厚岸町に住み続けたいと思いますかの問いに対し、若い人ほど転出希望率が高いが、この要因をどのように捉えておりますかについてであります。第5期厚岸町総合計画の見直し作業を進める中で、厚岸町民満足度調査を実施し、今月の広報あつけしで、その調査結果の概要を紹介させていただいております。

その調査の中で、今後の居住意向についても伺っておりますが、ずっと住み続けたい、できれば住み続けたいと思う町民が77.4%と高い割合になっておりますが、ご質問者が言われるように年齢別で見ますと、できれば転出したい、すぐにでも転出したいと思う人が20歳未満では47.7%、20歳から29歳では32.6%と、若年層においては転出したいと考えている割合が高い状況が伺えます。

しかし、5年前に行った同様の調査と比較しますと、20歳未満では8.1ポイント、20歳から29歳では2.4ポイント、それぞれ転出したいとする割合が減少しております。転出したい理由として、全体では医療や福祉で不安だから、老後の生活が不安だから、汽車やバスの交通機関が不便だからが上位となっておりますが、年齢別で見ますと20歳未満では自分に合う仕事、職場がないからが最も多く、次いで勤務、通学先まで不便だからとなっており、20歳代では自分に合う仕事、職場がないからと同じく最も多く、次いで医療や福祉で不安だからとなっており、通学や就職先を求めて厚岸町を出ざるを得ない実態がこの調査結果から伺えます。

次に、この結果を第5期総合計画の見直しでどのように反映させますかについてであります。第5期厚岸町総合計画の見直しに当たり、既に担当課長において、前期行動計画の検証作業を行い、その町民満足度調査の結果を踏まえた計画素案の作成を終えたところであります。

本定例会終了後には、各課から提出された計画素案をもとに、庁内の横断的組織として設置した総合計画策定委員会において精力的な検討作業に入る予定となっており、町民の意向を十分踏まえた計画となるよう、今後2日に開催した課長会議において、改めて担当課長から町民満足度調査の分析結果を説明させ、その反映に努めるよう指示したところであります。

若者流出の問題は、大都市圏を除く地方共通の課題であり極めて重要であるものの、有効の手だては難しく、かつ行政のみで解決できる課題ではないことはご承知のとおりでございます。

特に、若者が望む就職先や公共交通機関の充実が民間にゆだねる部分が多いところですが、少なくとも基幹産業の振興策を今後も重点的に取り組み、関連産業への波及により時代を担う若者が安心して後を継ぐことができる環境づくりが重要であるとの認識に立ち、施策を展開する考えであります。

いずれにしても、若者の流出対策は一担当課、一施策で克服できる課題ではなく、全町的な共通認識のもとで取り組まなければならない課題でありますので、関係機関とも連携しながら、若者の流出を少しでも抑制することができるよう努めてまいります。

2点目のイオン厚岸店西側への町道への指定方向外進行禁止、左折禁止解除について、あやめ跨線橋から下ってきた車両が町道港町西4の通りに左折することができるよう、平成21年11月に町及び自治会長から解除要請をしており、さらに平成23年9月定例会において質問

していますが、その後の町と公安委員会等の動向は、についてであります、ご質問の箇所については道道別海厚岸線あやめ跨線橋を下る路線に指定方向外進行禁止標識があるため左折ができない場所で、その構造は道道別海厚岸線に平行してカトリック幼稚園前に側道があり、この側道の終点、出口がイオン厚岸店西側の町道港町西4の通りに接続し、側道及び町道からの車両が道道別海厚岸線に合流する形態をなしております。

このため、この構造のままあやめ跨線橋から下ってきた車両が、町道港町西4の通りに左折することになると、当該交差点付近は交通量がさらに多くなり、3路線が交わる交差点でもあることから、交通安全上の危険度が高くなる状況となっております。

しかしながら、町民の利便性確保の観点から、地元8自治会よりこの左折禁止に対する交通規制解除の要望があり、厚岸町においても平成21年10月、厚岸警察署署長宛に交通規制解除の検討のお願いについての要望を行っており、同年11月に地元8自治会長の連名で厚岸署長宛に交通規制解除についての要望が提出されているところであります。

この要望を受け、厚岸警察署において現地調査をしたところ、当該交差点付近は交通量も多く、3路線が交わる構造であるため、交通安全上、危険が伴う交差点であることから、現状での左折禁止解除は困難であると考えられるが、その対処法として左折禁止解除に向けた交差点改良について、道路管理者である北海道と協議を重ねております。

現在、北海道において厚岸警察署と本交差点改良にかかわる協議を継続しており、また図面について調整中であるため、交差点改良の案ができ次第、住民説明を実施し反対意見がなければ厚岸警察書と釧路方面本部、北海道警察警察本部に対し規制解除に向けた交差点改良の申請を行い、修正協議等を経て、その構造が決定される見込みとなっております。

また、実際の交差点改良については、平成27年度以降、北海道において予算措置がされる次第、実施される予定であり、交差点改良終了後、公安委員会にて左折禁止の規制解除がなされる見通しとなっております。

続いて、3点目の総合教育会議についてのうち、始めに任期3年の教育長と教育委員長を統合した新教育長を新設となっておりますがどうされますかについてであります、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第2条第1項の規定では、施行日である平成27年4月1日に在職している教育長、いわゆる旧教育長については、施行日以降も教育委員としての任期が満了するまでは在職するものとするのがうたわれております。

したがって、厚岸町においては、現教育長の任期が平成28年10月27日までであることから、それまでは現行制度が適用され、いわゆる旧委員長、旧教育長が存在することとなり、新教育長への移行は平成28年10月28日からとなります。

次に、すべての自治体に総合教育会議を常設し、原則公開で議事録作成は努力義務となっておりますが、どう対応されますかについてであります、まず総合教育会議は改正法施行日と同日の平成27年4月1日に設置いたしますが、次の総合教育会議の公開は、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項に規定されているとおり、個人の秘密を保つため、必要があると認めたとき、または会議の構成が害される恐れがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときを除き、公開しなければならないものと考えております。

次に、総合教育会議の議事録の作成及び公表は、改正後の法律第1条の4第7項の規定に

より、いずれも努力義務とされておりますが、会議終了後は当然、議事録を作成する必要がありますし、議事録の公表も会議で非公開した部分を除き、当然に行う必要があると考えております。

次の今回改正による本町の教育行政と子供たちへの影響につきましては、教育長から答弁がございました。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、（２）の今回改正による本町の教育行政と子供たちへの影響はについてお答えいたします。

このたびの教育委員会制度改革は、首長及び教育長の責任を明確化するとともに、首長の教育行政への関与を強めることと、教育委員会審議の活性化、いじめ問題等への迅速な体制構築を図ることを主目的としていると認識しております。

お尋ねの件については、このたびの法改正による教育行政と子供たちへの影響はないものと考えております。それは過去における教育の諸問題や児童生徒に対する危機管理体制について、教育委員会は明確にみずからの自覚と責任を持って事務執行に当たってきたこと、それに対する首長の理解と協力のもと、教育の充実に努めてきた自負があるからであります。

教育委員会といたしましては、厚岸の子供たちが健やかでたくましく、そして大人になってもふるさとを誇りに思えるような人づくりに向け、今後とも町長部局と密接な連携を図りながら、教育の充実に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） ９番、南谷議員。

●南谷議員 若い人の転出率が高い要因、おおむね私も同様に理解をさせていただいております。

町が執行機関が歯止めをかけることの難しさというものも重々理解はできるのですが、やはり過去よりは若干数字が改善されたとはいえ、若者、子供たちに夢や希望がなかなか燃えていないのではないのかなと。就職先やそういう部分も十分わかるのですが、現状の厚岸町のすう勢を見て、子供たちはなかなか希望や将来像を描けない、そんな状況になるのではないのかなと考えますと、やはり若い人たちの意見、町民の若い人の声、そういうものを次期計画に反映させざるを得ないのではないのかなと、そのためには先ほど答弁がございました、管理職会議、ここに役場にもたくさんの若い人がいます、このような声をやはりしっかり同年代、二十歳代の職員の声もしっかりと取り入れるべきではないのかなと、このように思います。

そのためにも、私は町長、日頃、今年の行政執行方針の中でも言っていたのですけれども、若い職員の研修、地方へ出すとか、そういう新たな手、企画力を養うためのそういういろいろ研修、そういう体制というものも指導体制としては日々必要ではないのかなと私はかように考えます。

やはり、新たな今までと現状と打破していかなければならないわけですから、この辺についても新たな計画、まずは職員の企画力、そういう目を養うべきだとかように考えますし、町民に対しては若い世代の発想やそういうものを大いに取り入れていくような施策というものが必要ではないのかなと。

もちろん、一次産業は基幹産業であるわけですから、そういう支援というのは第一義だと思っています。そういう意味ではいかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

町長の答弁にもあったとおり、若者が町の中から出るということは、これからの10年、20年先を見越した厚岸町にとっては大変、やはり不安材料ということになります。やはり、町の中に活気があって、若い人の声が町の中で聞こえる、そういう町がやはり健全なあり方だというふうに思っておりますし、そういった中でこの第5期厚岸町総合計画見直しの期間を迎えております。

先ほどご質問者言われたとおり、その見直しをする一環として若い方々のそういった意向もくみ入れるためにも、こういった町民満足度調査の結果を十分反映させるような中でこれからの策定作業進めていかなければならないものだというふうに改めて認識しているところでございます。

そういった中では、その素案、原案までつくり上げるのは、やはり役場、職員が主体となって案を作るわけですから。そういった中では、職員の企画力、もっともっと高めてほしいと言われるとおりだというふうに思いますし、私どももそれに応えられるように、策定委員会みんなで取り組んでいきたいなというふうにも思っているところでございます。

こうした町民の声、今回は町民満足度調査ということでございましたけれども、今後、策定するまでの間にはいろいろパブリックコメント等もまた用意させていただいております。そういった中で、多くの方々にこの計画確定までの間に参画していただいて、そういった意見があれば取り入れる方向で策定作業を進めるように留意していきたいというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 町道への指定方向外進行禁止解除について、再質問をさせていただきます。

この件につきまして、平成21年11月24日というのですけれども、実際に10月ごろだと思っているのです、私の記憶では。以来、約5年の歳月がたっているのですよ。さっき申し上げました、一般質問をさせていただきました、その2年後にも私は平成25年の3月の新年度予算のときにも進捗状況について伺ったのですけれども、全く同じ答弁なのですよね。

私は9番南谷が、私の質問は皆さんにとってハエ程度なのでしょうか、ボクシングではジャブなのでしょうか。全然、真剣に捉えていないのかなと非常に残念に思います。

少なくとも私は個人で言っているのではないのです、やはり町民の声をいただいて言っているわけですから、一番最後に先ほどの町長の答弁では27年度以降、北海道において予算措置がなされ、次第実施される予定であると書いてあるのですけれども信じられないのです、私は。少なくとも5年たっているのですよ。

この、先ほどの答弁の中に町として決められないことなのですからけれども、この前回の予算委員会の2年たっているのですけれども、この間、町はどのような対応をされてきたのか、まず伺います。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 今のご質問にお答えします。

南谷議員からは確かに25年の3月予算委員会でこの質問をされております。そのときの答弁以降、町として何をしてきたのかということでございますけれども、私ども北海道に対しましてこの間については口頭になりますけれども、早期の工事進捗、進めてくれと、このように申し上げてきているところでございます。

それで、このたび、また進捗状況を聞きに行ったところでございますけれども、残念ながらそのときと進んでいないと、ただ、そのときのお答えいただいた規制解除に向けての道路の改良の仕方ですけれども、2年前の予算委員会で私が道からお聞きしたことを改良の仕方ですけれども、ゼブラ帯を広げて規制解除ができないかということで進めていたとお答えしたと思います。

ですが、このたびの聞き取り、聞きに行った内容につきましては、今度は三つの道路が直接1点で交差しないように縁石を使って物理的に車が入れないような図面で今、考えている、進めているということでございます。それで、道のほうでは27年度以降の工事を進めたいと、私たちもまたかというような不信感もあるのですけれども、それで町としましてもこの規制解除に向けました道路の改良工事を早期に行うための要望書、これを文書で提出すべく現在、準備を進めているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 理解できません。

というのは、今まで私は一般質問、予算のときも質問しました。それ以外に提出者に対してあなたたちは1回か説明ありましたか、何もないですよ。確かに町ではできないかもしれない、余りにも横暴ではないですか。少なくとも、町民から要望書が上がっていて5年間、その人たちに対して何もないのですよ。誠意がなさすぎませんか。

私は、公安委員会ではありません、だからだめならだめでもいいのです、極端な言い方をすれば。こういうことでだめなのですよというのはどこかであってもいいと思うのです。少なくとも、まだこれから書類を出しますと考えているというのですけれども、やっていないわけでしょう。

この2年間の間にやってきましたというなら納得できますよ。やってきた結果、交通

上、町民の利便性よりも交通安全上危ないですよと、ですからできません、それならそれでもいいのです。でも、少なくとも、2回も質問、お尋ねをさせていただいているのに何もないのですよ。

今、進捗、取り組んでいます、お願いしています、確かに厚岸町ではできないことかもしれません。でも誠意がなさすぎませんか、いかがですか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） お答えいたします。

確かにこの2年間、説明、進捗状況の説明も何もなかった、確かにおっしゃられるとおりでございます。

その期間で私方、道から聞いていたお話でも明日にでもできると言ったらおかしいですけれども、進めているということでしたので、それを待っていたわけでございますけれども、今後、都度、進捗状況、道のほうに伺って、その都度、住民、議会に対してご説明をさせていただきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 要望書が上がったわけですから、実際に私含めて交通の利便上、町民の利便上の問題と調査をしているという前回の答弁でした。その答えはまだ出ていないです、はっきり言って、結果だから。

やはり、もうちょっと前向きに、汗流していただかないとこういうことだからだめですと、それはそれで一つの結果だからいいのですけれども、町民は要望しただけで5年間何も知りませんよ、たまたま僕ら議員だから、そういう経緯結果聞いて都度お尋ねさせていただく、そのときの返答は今までは同じなのです。

これでは、やはりせっかく町民に信頼たり得る行政執行者としてしっかり取り組んでいたいただかなければならないと思いますが、いかがですか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

もう5年もたって今さらと言いませんけれども、まだ実現しないということではありますが、町民課担当でございますが、課長含めて、それぞれの係長も警察署行ったり、さらにまた北海道の釧路土現に行ったり、関係方面を何度も訪ね、この要望を実現すべき、特に交通安全の大きな課題でございます。

そういう面で、私は最善の努力をしておりますし、また、そういう中で27年以降の実現をさせていただきたいということに相成ったものと私は理解をいたしているところでございます。

また、その経過について、報告がなかったということについては、申し訳なく思いますが、町長として、これは速やかに解決するようにさらに最善の努力をさせていただきたい、その

ように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 3点目の質問をさせていただきます。

最初にお尋ねをした関係なのですけれども、ちょっと確認をさせていただきたいなど、町長の答弁を聞いていたのですけれども、現教育長さんと新教育委員長さんとの任期の関係があって、実際には新教育長さんを就任されるということで伺ったのですけれども、実際にスタートというのは新教育長さんをスタートさせる時期というのはいつだったのでしょうか、ちょっと聞き漏らしたものですから。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今回の改正は、移行措置として現在の教育長の任期が終わるまで、現行体制でいくということであります。

第1回目の答弁でいたしました、富澤教育長は28年10月27日までの任期でありますので、教育長、または委員長については現行のままのものと。しかしながら、総合教育会議については来年の4月1日からでありますということでございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 そうしますと、その間、ギャップがあるのですね、期間が。どのような体制になるのかなとちょっと想像がつかなかったものですから、その辺についてまずお尋ねをさせていただきます。

現行体制でやるよと言って、それはそれですよということで、その辺がずれがありますよね、その期間。総合会議は4月1日からありますよと言っているのですけれども、どういう体制でやるのかなというのをもう少し詳しく。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 現体制の中でやる、または法改正に基づいて行うということで、大きな教育委員会の役割は余り変わらないのです、教科書の選定、人事等の問題については当然、教育長がやります。

しかしながら、総合教育会議というのは私が招集をいたすことになっているわけでありませう。そこで、大綱をつくらなければなりません。大綱というのは、今後の厚岸の教育方針をどのようにするのかということございまして、これは町長と教育委員会と協議をしながらつくるべきものであります。

そういうことで、大綱に基づいてこれからの教育行政が行われるという、町長が主催すると、総合教育会議がという点については変わっておりますが、実際の教育行政というのはた

だ今で言いますと教育行政、教育委員会というのはこうしたいということでありましたが、仮に学校の耐震化と、または教育に関する予算等がある場合に、やはり町長側ですべてを予算措置をすることができなかったわけでありましたが、しかしながら総合教育会議において方針が決まりますと一体になるわけです。予算も、それから教育行政も、そういうこれからの新しい教育行政が推進されるということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 9 番、南谷議員。

●南谷議員 先に大綱のお話を伺って、説明をお聞かせいただいたのですけれども、まずちょっと入り口に戻させていただきたいなと思います。

まず、私なりに疑念に思っている点二、三、お尋ねをさせていただきたいなと思います。

新教育長体制をとっていかれるということなのですから、この新教育長の任免、罷免はどのようになるのか、それから総合教育会議の設置されるということなのですから、この構成メンバー、さらには人数について、それと総合会議の招集権とは誰が持つのかなと、さらにはその総合教育会議を設置されるのですけれども、事務局、今は教育委員会が両方持っているのですけれども、今度は首長さんの権限もということで、そうなるとこの総合教育会議の事務局というのはどちらが持つのかなと、教育委員会が持つのか、それとも総務か、例えばどこかが持つのかなと、この辺についての説明を、不確定な部分もあるでしょうけれども、現状で分かる範囲でお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） お答えをさせていただきます。

まず、総合教育会議、この構成メンバーでありますけれども、法律では地方公共団体の長、要は町長ですね。それと、教育委員会ということで規定がされておりますので、今、現体制でいけば教育長、さらにはそれに加えて4名の教育委員ということになります。

その招集権、会議の招集権ですけれども、これは先ほど町長が申し上げているとおり、町長の招集ということになります。

どこが事務局を持つかということではありますが、教育委員会のほうからお聞きしておりますが、北海道では政策的な部分、要は教育の大綱ですから、これは特にその中で決められるのは、町長の教育に関する分野での権限、先ほど町長が申し上げておりますけれども、この部分について大綱を定めるということになっておりますので、考えられるのはまちづくり推進課、政策的な部分ですね、それか総括的な部分で総務課、ないしは教育分野ということで委任の中で教育委員会という3点、三つが考えられるかと思います。

これらについては、今後、町においては話し合いの中で、協議の中でどこで事務局が持つかということがこれからの決定ということで考えております。

それと、新教育長の任命ですけれども、これは町長が議会に任命の議案を提出し、議会の同意を得て任命されるということになります。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 そうすると、今のご答弁ですと、その事務局のほうはまちづくり、それから総務課、はたまた教育委員会ということこれから検討されるということなのです。さらには、大綱の策定についてなのですけども、これについては町長が策定するという理解でよろしいでしょうか。

それは、当然、私は判断するには町長が作るよといっても、教育長なり、教育委員会とある程度、どこかで協議、議論があるのかなと、また議会とはどうなのか、この辺についての考えを伺います。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 法律の規定を参酌すると、教育の大綱については総合教育会議が策定をするということになるかと思います。それが、教育委員会に示されて、教育委員会で持っているそれぞれの計画等々もございます。これらにあわせた、この教育大綱にあわせた形で教育委員会での計画が定められるということになるかと思います。

ただ、法律のただし書き等の中で、現在ある教育委員会が持っている教育振興基本計画、これとそれほど新たに定める大綱が変わらないといった場合については、この計画にかえて大綱とすることもできるということも定められておりますので、今後、総合教育会議の中で定められる大綱がどのようになるのかということで決まってくるだろうというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

●総務課長（會田総務課長） 申し訳ありません、総合教育会議と申し上げた部分、これは町長が教育大綱自体は町長が定めるということです。それを総合教育会議において教育委員会、町長とでお互いに決定をするということになります。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 ちょっと確認をさせていただいたのですけれども、大体、理解をさせていただいたのですけれども、そうすると子供たち、児童生徒に対する今回の改変というのはどんな影響が出るのでしょうか、ないのでしょうか、この辺についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 1回目の答弁でも答えさせていただきましたが、私ども特に学校管理する者として、今回の改正が直接的に子供たちに影響があるというふうには考えておりません。

ただ、今回の改正によって、先ほどの答弁でもあったとおり首長のその教育に対する発言権というものが許可されているということでございますので、政策的な部分、特に予算の関係について主体的に町長が教育に対して積極的になっていただくという部分については、逆にプラスの面として受けとめる部分も当然あるかというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 総合教育会議について、再度お尋ねをさせていただきたいなと思います。

今回の改正によりまして、私は子供たちに大きな影響がなくて、また国の今回の改正について政治的中立を保ち、首長と教育長が協議、調整を図ることが私は第一義だと思っておりますが、さらには地域住民の意向が首長が中に入ることにより、より反映される組織になっていかなければならないのではないのかなと、このように考えますし、今までも教育委員会は一生懸命頑張ってきたのでしょうけれども、もっと町民にせつかくの努力、先生たちや教育委員会の努力というものが町民に分かるように、見えるように総合会議をしっかりと立ち上げていただければなと、このように思いますがいかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今回の法律の改正がなぜ改正されたかという点、例の大津市のいじめの問題からなのです。現実には教育長なり、教育長、すなわち教育委員会が迅速に対応しなかったというところから、今回の改正につながったわけであります。

今、ご指摘がありましたとおり、子供を大切にするという極めて重要な問題から改正が行われたと、私はそのように認識をしているわけでございまして、そういう中で総合教育会議におきましては、首長と教育委員会が協議、調整を尽くすということであります。

その内容は、先ほど申し上げましたが、教育行政の大綱の策定であります。さらには、2点目は教育の条件整備など、重点的に講ずべき施策であります。三つ目は、今、ご指摘がございましたとおり、児童生徒等の生命、身体の保護と緊急の場合に講ずべき措置ということに相成るわけでありますが、今、政治的中立性、私もかつては堀議員からもいろいろなご指摘がありましたけれども、このことについては大事にしなければならない、そのように考えておりますし、また、法律が変わったからといって教育行政が大事なことは継続性と安定性を確保するということが大事な問題でもあります。

そういう意見において、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとす

るということに相成っているわけでございまして、私といたしましては町長の責務が教育行政において重くなったということは事実であります。共々厚岸の教育行政の過ちのないように子供のために、また、将来の生涯教育も含めて、すべての関係教育に対してしっかりと頑張ってもらいたいと、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

以上で、9番、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、8番、竹田議員の一般質問を行います。

8番、竹田議員。

●竹田議員 先に通告いたしました、質問通告書に従って質問させていただきます。

1、厚岸湖内の環境について。

（1）厚岸町は、厚岸湾、厚岸湖があり、その豊かな環境からさまざまな海の幸が成育され、厚岸の経済が成り立っていることと思います。湖内の環境を保全していかなくは、厚岸町が成り立たなくなると思います。その上で、特に湖内の環境について伺います。

ア、近年、湖内が浅くなったのではないかという懸念される話がありますが、実態について町はどう捉えているのか。

イ、湖内は特にアサリ、カキ養殖が盛んですが、将来にわたって安全、安心に今までと変わりなく、特に若手の漁業者はカキ養殖を続けていけるのでしょうか、何か心配事などは全くないのでしょうか。ならないのならならない理由、あるのならある理由を伺います。

2、カキ種苗センターについて。

指定管理制度に基づいて漁組との話し合いはどこまで進んでいるのか、時系列について伺います。

3、水害対策について。

環境の変化なのか分かりませんが、一度に降る雨量が多量になっているのは全国でも普通になってきている中で、厚岸町の石山付近、門静付近や小師牧場付近の川が泥か何かで浅くなってきているのが見えます。この川の泥の浚渫はいつからやっていないのか、また、今後やるつもりはあるのか伺いたい。

以上であります。よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の厚岸湖内の環境について、厚岸町は厚岸湾、厚岸湖があり、その豊かな環境からさまざまな海の幸が成育され、厚岸の経済が成り立っていることと思います。湖内の環境を保全していかなくは厚岸町が成り立たなくなると思います。その上で、特に湖内の環境について伺いますのうち、初めに近年、湖内が浅くなったのではないかという懸念される話がありますが、実態について町はどう捉えているのかについてであります。厚岸湖内の水深や漁

場環境につきましては、以前からも注意を払っており、東日本大震災の津波襲来以降は、なお一層注視してきたところであります。

その中で、特に水深に関しては津波によりアサリ島の砂が大きく取られ、多大な被害を受けており、それとは反対に市場前や若竹第一埠頭先端部には土砂が堆積し、漁獲物の水揚げや漁船の係留に支障を来すという状況がありました。

さらには、漁業者から潮の流れが変わった、あるいは潮の流れが速くなったというような話も聞いており、こうした状況について、厚岸漁協や水産技術普及指導所とも協議しましたが、水深を含めた実態については把握することができませんでした。

今般、航空写真の撮影について、釧路総合振興局の地域づくり総合交付金事業に厚岸漁協が要望を行ったところ、事業の対象として採択されたところであります。厚岸漁協では、震災前の平成22年にも厚岸湖の航空写真を撮影しており、その写真と比較することにより水深まではわかりませんが、アマモの自然発生の状況や潮目の変化など、ある程度、把握できるのではないかと考えており、今後の厚岸湖の環境保全を検討する上で貴重な資料になるものと期待しているところであります。

次に、湖内は特にアサリ、カキ養殖が盛んですが、将来にわたって安全、安心に今までと変わりなく、特に若手の漁業者はカキ養殖を続けていくのでしょうか、何か心配事などは全くないのでしょうか、ないのなら理由があるのなら理由をお伺いしますについてであります、資料要求が厚岸湖内の変化がわかるデータとして5年間の底質データということですので、厚岸漁協が実施しております漁場造成環境調査事業で得られた結果に基づき回答させていただきます。

この事業は、平成5年に海域の水質調査が始まり、平成8年に底質調査が追加されております。底質の調査項目につきましては、底泥の汚れの指標となるCOD及び硫化物、底泥の硫化物堆積の指標となる強熱減量の3項目を4回実施しております。

配付した資料は、平成22年9月の一般質問の際に提出させていただいたものと同様に、厚岸湖を代表する場所であります弁天島裏の11号島付近の結果を年平均で示させていただいております。

それぞれの測定結果を見ますと、CODの値は震災前まではほぼ横ばいだったものが、平成23年度を境に数値が改善し、推移しております。また、硫化物はその年によりばらつきがあるものの過去と同様の水準で推移しており、強熱減量も横ばいで推移していることから、厚岸湖の底質環境は津波により若干の改善があったものの、全体的には横ばいの水準で推移しているものと考えております。

しかしながら、厚岸湖は湖口部が狭く、半閉鎖的な水域であるとともに、全体的に水深が浅いため、年間を通して河川水や気象条件、漁業活動、沿岸住民の生活活動の影響を受けやすく、漁場環境の悪化が懸念されることから、厚岸湖の環境の変化はカキ養殖などを将来にわたって続けていくために必要な要因であると考えております。

そのため、漁場造成環境調査事業による厚岸湾を含めた漁場の監視は必要不可欠な取り組みでありますので、今後につきましても環境変化の兆候をいち早く発見できるよう、厚岸漁協が行う監視活動を引き続き支援し、漁場環境に変化が見られた場合には、厚岸漁協を始め、国や道の関係機関とも連携し、必要な対策につなげていきたいと考えているところであります。

続いて、2点目のカキ種苗センターについて、指定管理制度に基づいて漁協との話し合いはどこまで進んでいるのか、時系列について伺いますについてであります。昨年3月15日の厚岸町議会、平成25年度各会計予算審査特別委員会におきまして、竹田議員からカキ種苗センターの歳入歳出の収支の状況から、厚岸町が大きな持ち出しをしており、そろそろ指定管理を考えながら、厚岸町と漁協との話し合いを考えなければならない時期に来ているのではないかと、また民の力を活用し、少しでも町の財政が楽になるような方策を早目に進めてほしいとの趣旨の質問を受け、私からは行政運営は基本的に費用と効果を十分に考えた予算執行しなければならないが、私でできないことを公でやるということを求められている、その上でカキえもんがブランドとなっていることは、厚岸の漁協振興に大変役立っており、カキ種苗センターの役割はさらに大きくなってきている、また開設当初は、厚岸漁協に一部業務を委託していたが、その後、直営で運営を行ってきた経緯もある、それらを踏まえ漁業協同組合に指定管理者としてこの事業を行ってもらうのがいいのかどうかについては、将来の課題として考えていかなければならないと答弁しております。

また同じく、昨年の12月13日の厚岸町議会老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会におきましても、ほかに施設等を指定管理に持っていきたいものがあるのかとの質問に、現在は考えておりませんと答弁しているところであります。

このように、カキ種苗センターの運営につきましては、将来の行政課題として考えており、現在、具体的検討を行っておりませんので、ご理解願います。

続いて、3点目の水害対策について、環境の変化なのか分かりませんが、一度に降る雨量が多量になっているのは全国でも普通になってきている中で、石山付近、門静付近や小師牧場付近の川が泥か何かで浅くなってきているのが見えます、この川の泥の浚渫はいつからやっていないのか、また今後、やるつもりはあるのか伺いたいについてであります。全国各地では記録的な大雨が相次いで起きており、厚岸町においても昨年9月16日に1時間雨量63ミリ、24時間雨量で200.5ミリを記録し、最近でも大雨となる状況が多くなっております。

ご質問の石山付近、門静付近や小師牧場付近の河川についてであります。石山付近を流れる河川はホマカイ川、門静付近を流れる河川は旧尾幌1号川、小師牧場付近の河川はオッポロ川で、この河川のうち、旧尾幌1号川は国営直轄明渠排水事業として事業期間は昭和37年度から昭和44年度まで、区間は尾幌地区の国道44号大曲付近から、門静地区のホマカイ橋付近までの延長約8,200メートルとし、既に排水路として整備が完了しております。

また、同事業間に小師牧場付近のオッポロ川につきましても、牧場横の一部区間の工事は完了しておりますが、それ以外の区間未整備となっております。

これまでは通常の河川管理として流木やごみなどの撤去を行い、水の流れを阻害しないように努めてまいりました。通常の河川管理として泥の浚渫は行っておりませんでしたが、今後の大雨に早急に対応する対策として門静地区にあります旧尾幌1号川のホマカイ橋付近において、古い橋脚の撤去と極端に浅くなっている河床の土砂掘削作業を進めてまいります。

今後も河川調査を行い、水位の低下など、より一層効果を出すためには相当長い距離の掘削が必要と考えますので、状況により土砂掘削も検討してまいります。

このように、大雨による大量の土砂が流れ込む、各河川においても必要とする河川断面が確保されない状況となっていることも確認しておりますし、立木なども水の流れを阻害する要因の一つと考えられますので、今後も日常的な巡視などを行い、従来にもまして適切な河

川の維持管理を行ってまいります。

以上でございます。

- 議長（音喜多議員） 昼食のため、休憩したいと思います。

休憩といたします。

再開は13時といたします。

午前11時55分休憩

午後 1 時00分再開

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。

8 番、竹田議員の質問から始めます。

8 番、竹田議員。

- 竹田議員 まず、1 についてなのですが、平成 5 年に海域の水質調査が始まり、平成 8 年に底質調査が追加されておりますという答弁であります。平成 8 年に底質調査が追加されたこの理由、当時の理由は何だったのか、またその底質という部分は本当にただの底質部分なのか、底質から何センチ下がった部分なのかもお聞きしたいと思います。

- 議長（音喜多議員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（阿部課長） 申し訳ありません。その底質が追加された理由というのが具体的には確認しておりません。けれども、当然、環境調査をやっていく、それから漁場の環境調査をやっていくという部分では水質だけでいいということにはなりませんので、そういった中で水質から始めて底質も加えていったということで進めていったものというふうに推測できると思います。

それから、底質を何ぼからということにつきましては、環境省で定める採泥の方法がありまして、その方法で採泥器がエクマンパージ型採泥器というもので、それが採泥できる深さが約10センチぐらいということに、10センチ、15センチの爪がついているということで、それですくえる部分が10センチということ、10センチ程度ということになると思いますので、それでその底質調査をするという形でございます。

- 議長（音喜多議員） 8 番、竹田議員。

- 竹田議員 ここ、すごく大事なところなのです。というのは、このCOD流下物、強熱減量、この部分については底質、底泥と呼ばれる部分について、10センチ以上の下を調べないと、本当にその強熱水比のバランスを見る、それから流下物、この部分については海面に近いほど底質については、ある程度、波の変化、それから潮の満ち引きによって変化されると、要するに洗われて掘られるときもある、というのはその部分

についての10センチ程度であれば常に変化があるということであるならば、水質をされるのは常に泥が変わる、その部分については一定になるというふうに評価されている。

なぜかという、その水と海水と同じで雨が降ったら海水濃度が塩分濃度が変わってきます。それと同じで、環境に要するに変化される部分、10センチ以降になってくるとなかなか固まった汚泥については海水面、海水が動き出したり、台風が来たり、そういった自然環境によって底質は変わらないというふうにされているのです。

私がたしか平成15年か16年のときに春採湖の問題について質問したことがあります。10センチ以上掘り下げてぜひ検査をしていただきたいという要望をしています。そのときに、町としてはできる限りそういう調査をできるならばしていきたいというふうに当時はされた記憶があるのです。

今回もまた同じことを言うのですけれども、冷気で爪が立って引っかかった部分でやるのは、当時もそういうふうに聞きました。環境省の指針、指導に基づいてやっている。僕は、それでは足りない、それ以上のことをやっていただきたいというのを申し上げていたのですが、湖内の汚泥については、そういったその深いところまで調べないと環境の変化というのは分からないだろうと。

もっと言うならば、これは本当に調べてみなければ分からないと思うのですが、10センチ程度であれば、潮の流れで変化していく部分なのですからけれども、潮の流れでもどうも変化できない部分というのは堆積されていく、その堆積されてきたものが本当に悪さをしないものなのか、将来にわたって悪さをするものなのかというところをぜひ調べてもらいたいということをお願いしていた経緯もあります。

今回もまた改めてお願いしたいのですが、そういった懸念を物色するために、ぜひその10センチ以下のところをぜひやっていただきたいというふうに思います。悪さをしているものを見つけようとしてやってくれという言い方をしているわけではなくて、私は最終的に言っているのは、漁師さんがこのカキを自然におがっているものから取り始めて、本当に3代目、4代目というふうに世代交代して、一定の種苗センターもできて、安心できるような形態になってきている。本当に厚岸はカキ、カキは厚岸と、アサリもそうですね。そのカキ、アサリが年間11億から13億ぐらいの水揚げがあるというふうにされています。全体の漁業の60億分の、要するに6分の1以上に匹敵するだけの海産物が上がってきているわけですね、湖内で育てられたものが。

そうすると、厚岸湖というのは、いかに厚岸町にとって財産価値があるのか、この水、湖内を大事にして扱っていかねばならないのかという思いから、海もそうですけれども、湖内もそうです。回りにある集落、周囲、住宅関係、いろいろな住んでいる方がおられる中で、下水道も完備してきましたよね。そういった取り組みをずっとしてきているわけですね、環境保全のために。

そういった部分で、この泥の部分というのは本当に真剣に調べていかねばならない部分だというふうに私は思っているのです。ぜひ、その部分について、またもう一度お願いをしたいのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 泥の深さの調査について、以前にもそういったご提言をいただいているということは承知をしております。

その目的というのは、厚岸湖の環境をきちんと把握をして、そしてその将来のカキ、アサリの養殖につなげていくということの趣旨というふうに捉えてさせていただくのですけれども、そういう部分では今、漁場環境調査事業で底質もやっておりますけれども、水質もやっております。環境という部分でいくと、水質だけでいい、あるいは底質だけでいいということにはならないというふうに思います。ですので、総体的なものの中から判断をする必要があるのだろうというふうにも思っています。

それと、そういう昔から環境が変わってきているという部分ではいきますと、その浅くなってきている、それから土砂がたまってきているという部分でいきますと、川からの由来の土もあると思います。それから、湖岸が浸食をされてきているという状況もあります。

そういうところとあわせて、アサリ島に砂を投入するというような部分もあります。そういう部分でいくと、その原因が何かということも調べたいのですけれども、なかなかそれも非常に厚岸湖のこういう大きなあの面積の中では難しいなという状況もありますし、また厚岸湖というのは今、アマモ場というのは厚岸湖の3分の2以上がアマモ場ということで、北大のほうの先生も世界一の生産量があるというようにお話をされている部分もあります。

そういう部分で、そのアマモ場というのは底質、カキのふんですとか、そういう底に落ちたそういったもの、あるいは水質、水の中に溶け込んでいるものから、いろいろなものを取り込んで浄化をするというようにその作用をアマモ場がそれを担っているという部分があります。

そういう部分で、厚岸はやはりアマモがそういった大きな役割を担ってくれていて、そしてカキの養殖、垂下式の養殖が始まりましたのも昭和60年ぐらいで、カキの大量変死が起こって、昭和60年ぐらいから垂下に大きく移行してきております。

そういった部分で今まで地撒式だったものから、カキの養殖形態が垂下式に変わることによって、そういったものから排出されるふんの問題もあります。それとあわせて、そのアサリ島がもともとカキの島からアサリの島に変わっていったというように状況もあります。

そういう変化してきている状況の中で、漁業形態も変わってきて、その部分で環境に負荷をかけている部分というのはあるというふうに考えています。ただ、そういう中でアマモが厚岸湖の3分の2以上にアマモ場があって、その浄化作用でもって、その厚岸湖のバランスが今とれているのだというふうに考えています。

そういうところを、そういう部分でそういったことをいろいろ加味しながら、その調査、これからの調査というものをどうしていくのかというようにところを漁協のほうとも、それから普及指導所のほうとも普及会議などもありますので、そういったところでもいろいろな調査などについては話し合いをしているのですけれども、そういうこともいろいろ話の中で出ておまして、そういう部分では底質のこともちろん大事なことですけれども、そういったいろいろなことを検討しながら、環境をどう守っていくのか、それから変化を見逃さないというようにことを進めていくことが必要ではないのか

なというふうに考えておりまして、今、すぐにご提言のありました底質の調査というものを具体的にやっていくということについては、そういったところの中で検討をさせていただきたいなというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 8 番、竹田議員。

●竹田議員 アマモの話になると、また僕の考えとちょっと質問からずれていくのがすごく出てきてしまうのですけれども、アマモが一時、厚岸の湖内から一時なくなってきたと、今はアマモがふえてきたと、これどうしてなのかというのは僕も聞いています。一時的になくなった理由というのは定かではなかった、アマモに要するにアマモがあった、アマモも一年草ですよ、アマモが次の時期に生えてくる根と種が一時的にアマモの上に伸びようとするときに泥がかぶされて、結局、一時的にアマモが死滅してしまったというのが正しい考えではないのかという調査の結果で僕は聞いています、厚岸町がどう捉えているかわかりませんが、その後に泥がかぶさって、泥がかぶさって、安定してきたときにあるアマモが部分的に種を出してきて、そのきれいな泥の上、要するに下はわからない、その上にたまった泥の上にまたアマモが出てきた。

漁師さんが部分的に言うのは、その下はわからないけれども上にアマモが出てきた。アマモの形態でエビの成育がよくなってきて、エビがすごく厚岸のエビはおいしいエビが捕れているのだと。だから、その部分だけ見ると、だから環境は保全されていていいのだというふうになっているのですけれども、一部の見方では、その下の泥はどうしたのだと、だから自然的に泥がふえてきて浅くなっているのではないかと、奥に行けば奥に行くほどカキ養殖したいのだと言っても、ホタテ貝につける枚数が4枚、5枚、本来であればもっと長くしたいのだけれども、全然長くできない。それは何でかといったら、泥がたまってきてしまうからではないかと。たまってきた泥を取ればいいではないかと、簡単に言えば、そういう話なのです。

浅い漁場でのカキ養殖というのは、天候に非常に左右されやすい。雨が降ると海水の濃度が一気に変わってしまう、台風になってくると床が洗われる、泥も一緒に洗われてしまう。カキにとっては上水だけがきれいな状態であればカキは成育するのですけれども、結局、台風で洗われることによって、カキは泥も一緒に吸ってしまう状態になってしまう。

そこで、泥をかんで小さいものは息ができないのか何か分かりませんが死滅する、へい死する比率が高くなる。ということは、要するに今最初に言った海面から水位の深ければ深いほど変化が余り起きないけれども、浅いと浅いほど自然の変化に対応してしまう、底の中に行き続ける生物は対応ができなくなってへい死するのが多くなる。太陽さんががんがん照ってくると、浅ければ海水面の温度は上昇しやすくなる、冬も海水面の浅ければ浅いほど氷になってしばれる確率も高くなる。

そういうことを考えると、浅いより深いほうがいいんだよねという話になってくると思うのです。そうすると底質汚泥って邪魔だよという話になってくるのです。そういうことを考えたら、厚岸の湖内の泥というのはではどこから来たのだというふうになると、一つは山を削って川から流れてきた、一つは農家が畑を改良していくときに、雨に

よってまた流れてくる部分もあるだろうと、また平地を削ったり山を削ったりする、そういう建設的な部分も雨で流されてきて、高いところから低いところに流れてくる泥もあるだろうと。一般的に道路を走っている車に泥がついて、舗装に落ちて、それが雨が降って、要するに排水路から低いところの湖内に流れてくる場合もあるだろうと。

それから、除雪をしてためた部分に多少の泥が混ざって1カ所に集まってきたのが、春になって解けて泥と雪の解け水と一緒に流れてくるのもあると、いろいろなケースも考えられると思うのです。ただ、絶対的に言えるのは高いところから低いところに水が流れるときに、必ず泥も運ぶということ、これは間違いないわけです。ということは、何十年も何百年もたってきたこの湖内が、泥が堆積していないのだということはいえないということになる。

だから、最近、浅くなってきたよねというのは当然の理由だと思うのです。それを否定することはできないと思うのです。だから、僕は最終的に泥を取り除いたほうがいいのではないかとということになってくるのだろうと思うのです。

先ほど、その広い面積で、まずそこが1点目、それから広いところから泥を採取していくのは大変難しいというけれども、何も難しくないのですよね。起点決めてそこから取ればいいわけですよね、ひとつまみ、ふたつまみ。

それともう一つ、これは中身までは大変難しいからなかなか僕も解説できないし言えないと思うのですが、奔渡の川、一応、船が浅くて通れないということで、浚渫した工事がありました。3年、4年前だと思うのですけれども、これも要するに昔は水路として船が自然に通っていたのだけれども、浅くなって結局そこに泥を浚渫しなければならなくなった、現状としてやはりその部分だけがたまったわけではないというふうに捉えざるを得なくなってきたのではないかとと思うのです。漁師さんが言うには、キクチの沢というのですか、奥のほう、奔渡の街のちょうど対面奥のほう。今、一生懸命除去していますオオハンゴンソウが真っ黒になっていっぱい生えているところがあるのですけれども、あの辺の近くに行くと岸边から約三、四十メートルぐらいまでずっと浅瀬です。長靴で降りられるぐらい、あの水が引くと。そこは昔、そんなふうになっていなかったのだと、どぼんと入ったらこのぐらいまであった地域なのです。

そして、表面に青く藻が生えている、これはどうして藻が生えている、これはどうして藻が生えるようになったのかといたら、水深が浅くなって、要するに太陽の光を受けて葉緑素の働きができるようになったので、そこに青くコケが生えるようになったのだと、これは実態だろうと。

そういうことを考えると、やはり湖内の状況は変わってきているのだなというふうに思います。それは自然の変化ということだと思うのです。この自然の変化がアマモが生えたからいいのだということにはならないと思うのです。アマモが元気よく成育できた、その裏には何があるのかということを実態把握しなければいけないというふうに私は思います。

その辺を含めて、もう一度お聞きしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 湖内が浅くなってきているということについては、私もそういうふうに思います。かなり今までこの奥のほうも、今までの場所からかなり浸食が進んでいるような部分も見ておりますし、それは先ほどおっしゃられたように川から来るもの、それからそういう生活をしていく上から出ていくものが湖岸の浸食というようなことがかなり大きいのではないのかなというふうに思っておりますけれども、そのように思います。

調査をするということももちろん必要だというふうに思います。その調査をするというふうな部分では、今やっているようなものではなくて、地層のような形でわかるような調査というのが必要ではないかなというふうには思っております。

ただ、その結果、その泥がたまっているから、それを取るということについてどうなのかということについては、取ることがいいというふうには考えておりません。やはり、人工的な作業をすると当然、またいろいろなそのことによっていろいろな影響が出てくると思います。

今、アマモのアマモ場が湖内の3分の2以上を占めているというような状況のところで、それを取ることによってどうなのか、それからその掘るときに、またそういう浚渫をすることによって、硫化水素が発生をして悪さをするというようなことも言われる部分もあります。

そういう部分からすると、やはり厚岸湖の自然環境を守っていくには、その漁業活動、カキの養殖、それからアサリの養殖、それとバランスをうまくとりながらやっていかなければならないのではないのかなと。そこに、そのバランスというのはやはりカキの施設の台数も震災の復旧でもって2,000台の養殖施設を整備しております。それから、アサリの区画の分もちょっと数字はあれですけども、500以上の区画があります。そういう中に砂の投入、あるいはカキの養殖をすることによって、当然、環境に負荷を与えているというような部分もあります。

ですので、そのところもきちんとどういう数量といいますか、どういった程度まで大丈夫なのかというようなことも、すみません、そういうようなことも考えながら検討していかなければならないのかというふうに考えているところであります。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 僕的にその硫化水素のことについては触れないように、触れないようにお話をしていたのですが、硫化水素がさも掘ると硫化水素が出てくるのだという課長の答弁、余りよくない答弁ではないかというふうに僕は思うのですが。奔渡の船の浚渫をしたときに硫化水素だといってあるカキ漁師さんがうちのカキが死んだという話をしていた、それは実態がないからということで内々の話になってしまった部分がある。そういう危険性があるので、僕は余りそこに触れたくないというふうに思ってずっと質問をして、気を使っていたのです。余りそこには触れないようにしたほうがいいと思うのですけれども、ただ、いずれにしてもアサリ礁が3・11のときに岩が見えるほどなくなった、それが返し津波によって、こっちの若竹のほうに引き下げてきた、それが原因で若竹の海面は浅くなったということで浚渫をしましょうということで、真竜の岸壁すべて取りまし

たよね、2億2,000万円かけて。

そういった実態があるのですよ。なくなったらといって、また新しいズリを入れ、アサリの好きな火山灰を入れて、入れたときに結局、湖面に浮いてくる砂の洗われてきた泥系というものが出てくると思うのです。

そういったものは湖の中から消えているということではないと思うのです。そういった原因もあるだろうというふうに予測されると思うのです。きれいに洗われて沖に行ったのかもしれない、それはわかりません。ただ、実際は浅くなった。

平成15年か16年、忘れてしまったのだけれども、そのときに網走湖の女満別、今まで泥の浚渫について、これは要するに泥の下ずっと底質の汚泥と言われている深いところに、もしかしたら悪さをするものがあるかもしれないということで、要するにかまし掘りと言うのですけれども、我々の業界では。要するに、掘ってしまうと海水が直接あるし、水があるので、海水と泥が混ざってしまうのです、それが潮によっていろいろなところに散ってしまう。それが結局、悪さをする困るので、今は浚渫をするときに泥が散らないようにポンプで水圧でたたいて壊したのを瞬時にその場でポンプで吸い上げる、船に上げた泥は震動によって細かいものか何から全部分けます。そのときに、例えばツブやアサリの貝があったら、それは潰さずにそのまま戻してあげるという、そういう機械が出てきています。

私は、それを含めてその当時お話をして、その当時、網走で使った機械から面積を相当数で計算すると厚岸湖内で一部そういったもし工事をするとすると、約4億5,000万円ぐらいかかるという試算を私は出して一般質問をさせてもらったことがあります。

そのとき、副町長の大沼副町長は、もしそういう事態が起きて4億5,000万かけて元に戻るとするならば安いものだというふうにお話をさせていただきました。私はその言葉を聞いて非常に安心をしました。安心をしていました。それから十数年たったわけなのですが、そろそろ厚岸町としても、もし急にそういう実態が把握されたときに、急いでやろうと急務にやらなくていけないというふうになったときに、大変、苦勞するだろうと、すぐにはできないだろうというような事業形態になってしまうのではないかと思います。

そういったことも含めて、今から勉強して、そのときにその浚渫をするやり方、それから費用についていろいろ勉強していったほうがいいのではないのかなということので今回の質問をさせてもらったのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 網走湖のこと、それから春採湖のことも含めて議会でもお話というのは承知をしております。

そのことの部分で網走湖については、実際は1級河川ということで、国の事業でもってやられている、その事業費というのは100億を超えるような事業費でもって、そういった対応をしているというようなことも確認させていただいております。ですので、やはりそういったことをもし、しようとする、とんでもない費用がかかるというふうに考えております。

そうしますと、なおのこと人工的なそういう対応も最終的にそういった状況になったときにはやらなければならないという部分はあると思いますけれども、やはり海の自然の環境の浄化機能といいますか、そういったものと、それから人工的に養殖をするというこの部分で、何か折り合いをつけるというようなことが必要ではないのかなというふうに思います。

そういう部分では、その環境の負荷の負荷をかけるというところでは、漁業活動をする上でどうしても負荷をかけていることもありますので、そういった環境のほうの調査の結果と、それからそういったものをそういう関係者、毎年集まっていろいろ検討しておりますので、そういった中で今後も検討していきたいなというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 8 番、竹田議員。

●竹田議員 あと何分ありますか。（「9分30秒です」と発言する者あり）

泥を取るというのを私は考えていないという答弁に入ったのですけれども、実はこの話、漁業協同組合一理事者さんとも私、話をしました。浅くなっている、泥取ったほうがいいよね、そうだねと言いました。課長の考えと私の考えと組合長の考えが違うのですね。そういうお話があったということだけ私は伝えておきたいと思います。

それで、そういう話もあったということをお話しした経緯があります。それで、自然に負荷かけて取るということがどうのこうのという話なのですけれども、負荷かけて泥が入って行って負荷をかけたのは人間です。厚岸町の住民です。住民であり、下水道する前のことを含めて考えると、それを対策として負荷をかけないようにということで下水道事業も始めたのですよね。

ということは、負荷かかっているから何かをしなければならないということで汚泥の調査もするようになったし、下水道事業も始めたわけでしょう。そうすると、何もなくてもいいという話ではないでしょうということですよ。

それから時間がないので、次のそれも含めて答弁願いたいと思うのですが、もう一つ種苗センター、これについて一つお願いをしておきます。私の質問に対していろいろな要素があってできる、できないがあります。要は、それを言葉として言うのではなくて、データで出してほしい。例えば、指定管理になった場合にこういう問題のデメリットがあるのだ、こういうメリットがあるのだと、このままやったほうがいいのかというのであれば、そのメリット、デメリットというものを数値的にちょっと何かの機会に出していただきたい。総務産業常任委員会という委員会もございますので、今すぐというのは出ないと思います。将来的にやるべきか、やらないべきかという話になったときに、どんなメリット、デメリットがあるのかということとその想像ではなくて、数値的にお話をすることも含めて、それから感情的なお話もあるだろうと思いますし、そうできない、できるといった今までの漁業協同組合と厚岸町のその取り組みやいろいろな方策を立てて、一部の条例改正して今までやってきたという経緯もあります。

そういった部分を含めて、一度まとめて説明をしていただきたいことをお願いをします。いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 厚岸湖の中で予測をしていく、環境を守るという部分では当然、何もしないでいいというふうには考えておりません。これからもそういう漁業活動はずっとやっていけるようにいろいろなことを含めて関係機関とも協議していきたいというふうに思います。

それから、カキセンターのことにつきましては、数字ということをおっしゃられましたけれども、数字とそれから数字だけで表せられない部分もあると思いますので、それらも含めてちょっとまとめさせていただいて、説明をさせていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 最後の3点目で質問したいと思います。

河川の浚渫というか、掘削というか、ここも要するに大量の土砂が流れてきて浅くなってきたという部分で、これは単純に厚岸町だけの問題ではないですよ、費用的な部分、それから河川を管理する側が厚岸町なのかどうなのか、国なのかという部分もあると思うのですが、いずれにしても非常に大変な問題になっているということはわかっていることと思うのですが、なるべく早くというか、早期にこの川の浚渫をしなければいけない実態になっているのだなということは理解をしているものと思いますけれども、そこはどのようなのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 川、特に町内における普通河川、町の管理している川でございますけれども、すべて調査した訳でございませんけれども、特に今回の旧尾幌1号川の近辺は調査をさせていただいております。その結果、堆積物があるところとないところと、極端な差で数値が出ている状況もあります。

全川調査したわけでございませんので、今後、その調査をしていきながらやはりできる部分の掘削は私はすべきであるというふうに思います。

ただ、相当長い距離であります。技術的にも機械が入れないだとか、そういった大問題もありますけれども、ただ、その掘削ばかりの対策ばかりですと、川が溢れる状況改善できませんので、溢れた場合にどうするかと、そういった対策も重ね合わせながら検討してまいります予定でございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 いろいろな検討がされてきて、こういうことを進めていけばいいのだなといういい方策が出た場合に、総務産業常任委員会のほうにぜひ報告なり、説明なりをしていただきたいことをお願いして、最後の質問とさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） この川、特に尾幌、門静の近辺の工事対策については、非常に壮大なスケールを持った対策を実は講じなければ将来安定した生活維持というのは難しいのかなというふうに思っています。

ただ、手を出さないわけにはいきませんので、まずできること、全体構想は示せないまでも、こういったことを実施してまいりいたと、そういったことをまとめさせていただいて、ぜひ報告をさせていただきたいなというふうに思います。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

以上で、8番、竹田議員の一般質問を終わります。

次に、3番、石澤議員の一般質問を行います。

3番、石澤議員。

●石澤議員 先に提出した通告書に従って質問いたします。

1、再生可能エネルギーについて。

太陽光発電が本町でも多く見られるようになりましたが、他のエネルギーの調査はどうなっていますか。

ア、太陽光発電システム設置奨励事業の利用状況とバイオマス発電などの新エネルギーの調査を行っていますか。

2、電気料金の再値上げについて。

低所得者に対しての電気料金補助を考えられませんか。

3、介護保険制度について。

1、介護保険が導入当時、政府の約束であった保険料で行き届いたサービス、介護士の待遇改善、家族から重い介護負担を解放し、社会がこれを行う等とすべてにわたって逆行しています。超高齢化の社会を見通し、介護保険制度を導入したにもかかわらず、制度の見直すことに逆行しているのは現実です。町長は、厚岸に住んでよかった、これからも住み続けていきたいとの思いで町政を運営してきたと思いますが、来年度、これ以上の介護制度の後退を許されないと思います。町長の考えをお伺いします

ア、現在の要支援サービスが継続できるのか。

イ、利用者のサービス選択が尊重されるのか。

ウ、利用者の負担はどうなるのか。

エ、要介護認定の申請権が侵害されないのか。

オ、サービスに見合った単価が支給されるのか。

カ、必要な総事業費が確保されるのか。

キ、「多様な主体による、多様なサービス」、「地域での支え合い」はどのようにして実現できるのか。

次に、矢臼別演習場における米海兵隊の砲撃訓練についてです。

矢臼別演習場で14回目となる米海兵隊の訓練が行われました。今回、海兵隊による説

明会が行われず、訓練の公開についても一般町民や報道関係者が参加できなかったことについての町の見解はどうですか。

町民の安全・安心にとって、海兵隊及び防衛局の説明責任と情報開示は不可欠です。海兵隊及び防衛局に対して説明責任を果たし、情報開示することを町として求めてきたと思いますが、具体的にはどうであったか経過を聞きたいと思います。また、今後の対応はどうするのか。

以上で、最初の質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狹町長） 3番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の再生可能エネルギーについて。

太陽光発電システム設置奨励事業の利用状況とバイオマス発電など、新エネルギーの調査を行っているのかについてであります。まず住宅用太陽光発電システム設置奨励事業の利用状況ですが、この制度を創設した平成25年度の利用実績は新築住宅への設置が6件、既存住宅への設置が5件の計11件の利用がありました。

本年度は9月5日現在で新築住宅への設置が1件、既存住宅への設置が1件、計2件の交付決定を行っている状況にあります。

本年度の申し込み状況が落ちている要因としては、昨年度をもって国の住宅要太陽光発電導入支援補助金が打ち切られたことが大きいものと思われますが、北海道電力における電気料金の再値上げが見込まれる中、10月ごろの広報誌をもって再度、住宅用太陽光発電システム設置奨励事業を周知する予定であります。

次に、バイオマス発電など、新エネルギーの調査についてであります。昨年9月の石澤議員からの一般質問に対し、バイオマスエネルギーの利活用により地域産業の振興に寄与させることが可能か検討するに当たっては、農業協同組合や森林組合など、関係団体との協議も必要であり、産業振興課や環境政策課、まちづくり推進課による連携のもとで、本町での有効利用の可能性も含め、調査研究をしまいたいとお答えさせていただきました。

厚岸町で利活用できる主なバイオマスとしては、牛ふん尿と林地材が挙げられます。町内でも牛ふん尿の処理で困っている酪農家もあり、農業協同組合としても何らかの対策を講じなければならないとの認識でいるものの、具体的な方策を決定している状況にはないと伺っております。

厚岸町としては、牛ふん尿の有効な処理方法の一つとして、バイオマスエネルギーとしての利用を模索する上で、北海道土地改良事業団体連合会が開催した研修会へ参加し、別海町におけるバイオマス産業都市計画についての勉強や辺寒辺牛ホマカイ川流域環境保全協議会が実施した標茶町の農業法人が整備したバイオマスによる牛ふん尿処理事業の視察への参加、さらには釧路市で開催されたバイオマスセミナーに出席するなど、道内の先進事例の情報収集に努めているところであります。

また、これまで未利用であった林地残材については、今年度から森林組合と連携しながら有価物としておが粉を生産し、堆肥センターの水分調整剤や酪農家の牛舎の敷料などとして有効に活用する考えであります。

また、木質バイオマスのエネルギー利用については、釧路管内の7町村で構成する地域づくり公益プロジェクトにおいて、今年度道内事例調査を行い、来年度以降、具体的な利活用に向けて検討を行う予定となっているところであります。

続いて、2点目の電気料金の再値上げについて、低所得者に対しての電気料金補助を考えられないかについてであります。北海道電力株式会社による値上げの影響額は契約電流30アンペア、使用料260キロワットの標準的家庭での試算で、値上げ後の額を8,302円、値上げ前の額を7,233円、値上げ額が1,069円で値上げ率が14.78%としております。

低所得者の定義はさまざまであり、確たるものがないことから、仮に低所得者としての定義を厚岸町福祉灯油購入助成事業実施要綱の規定による平成25年度の実績値と所得税及び住民税の非課税世帯とすれば、合計で約900世帯あり、このたびの値上げに伴う影響額を掛け合わせると年間約1,150万円となります。北海道電力株式会社が国に申請している電気料金の値上げ幅が国の審査によって圧縮されることもあり得ますので、現在のところ町の福祉施策として低所得者に対しての電気料金を補助することは考えておりませんので、ご理解願います。

続いて、3点目の介護保険制度についてのうち、初めに現在の要支援サービスが継続できるかについてであります。今回の介護保険制度の改正は平成27年度から試行されることとなっておりますが、予防給付は平成29年度までに市町村事業に移行されることになっており、この移行までの間は現在の予防給付が継続されることとなります。

移行される事業は、予防訪問介護と予防通所介護の2事業であり、厚岸町では現在、自立の方が利用できる通所事業と訪問事業があるため、要支援の方が移行できるようにしたいと考えております。

次に、利用者のサービス選択が尊重されるのかについてであります。給付事業はこれまでどおり契約に基づいた利用形態となっていること、市町村事業では利用申請により事業の利用ができるもので、サービス選択ができる状況には変わりはないと考えられます。

次に、利用者の負担はどうなるのかについてであります。介護保険のサービス利用料はこれまで1割負担となっておりますが、現在の国の理論では合計所得金額160万円以上の方が2割負担となる予定となっております。国は高額介護サービス費により負担の上限額が限定されていることもあり、負担することが可能な数字と考えているようであります。

次に、要介護認定の申請権が侵害されないかについてであります。市町村事業の利用に際しては、認定申請の必要はありませんが、あわせて認定申請をすることもでき、これまでどおり申請者の意志により申請することができます。

次に、サービスに見合った単価が支給されるのかについてであります。介護給付事業については介護報酬の改定が予定されておりますが、仮に単価が示されるのは年明け早々に見込まれております。また、市町村事業のうち、移行される介護給付事業相当の事業では、国が示す基準の範囲内で市町村が設定することとなるため、国の基準もまだ示されていない状況であります。

次に、必要な総事業費が確保されるのかについてであります。介護給付費は介護保険料、国、都道府県、市町村が一定割合で負担するルールとなっており、必要な介護給付費を賄える状況です。

また、今回移行する要支援の予防通所介護や予防訪問介護を含む市町村事業分については、本年7月末に示された国の資料によると事業費を確保できるものと考えられます。

次に、多様な主体による多様なサービス、地域での支え合いはどのようにして実現できるのかについてであります。これは地域のNPO団体やボランティアなどを活用して多様な事業を行うという国の考え方であり、これら社会資源が限られる地域においては困難な状況ではないかと考えられますが、厚岸町では限られた介護事業所の中でも実施が少ない通所リハビリや老人保健施設などが行われているところで、一定のサービスの量もあり、今後の市町村事業においても事業の委託などにより事業を確保することが期待できると考えております。

また、地域での支え合いという体制の確立においては、関係機関の連携はもちろん、主に地域住民の相互の見守りなどが行えることにより、これが実現されるものと考えておりますし、特に認知症の方への見守りの体制づくりなどを通して行っていけるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

失礼しました、答弁漏れがございました。

続いて、4点目の矢臼別演習場における米海兵隊の砲撃訓練についてのうち、初めに矢臼別演習場で14回目となる米海兵隊の訓練が行われた、今回、海兵隊による説明会が行われず、訓練の公開についても一般町民や報道関係者が参加できなかったことについて町の見解はどうかについてであります。確かに今回の訓練では米海兵隊によるブリーフィングが行われず、訓練公開の参加者も議会議員を含めた自治体関係者に限定されたものとなりましたが、8月23日には北海道防衛局による自治体関係者、議会議員を含む周辺住民及び報道関係を対象にした訓練説明会が行われましたし、8月26日には米海兵隊の大隊長が出席した中での訓練見学会も行われたところであります。

また、米海兵隊がブリーフィングを行わない理由と訓練見学会の参加者を自治体関係者に限定した理由については、8月23日の訓練説明会において北海道防衛局から次のような説明があったと聞いております。

その理由を申し上げますと、米海兵隊がブリーフィングを行わない理由については、米軍は現地到着から射撃訓練開始までの非常に短い期間の中で、各種の訓練準備を行わなければならないため日程調整がつかず、北海道防衛局として安全かつ円滑に訓練実施の環境を整えることが重要と考え、このような開催方法になったということでありまして、訓練見学会の参加者を議会議員を含む自治体関係者に限定した理由については、米海兵隊が射撃訓練の安全性と効率性を最小限妨げない範囲で公開訓練を少人数で行うことにしたということであります。

いずれにしても、当初、訓練公開が行われないとの情報もあった中、今回、訓練説明会と訓練見学会がいずれも実施されたことは、私のみならず、北海道と関係4町で構成する矢臼別演習場関係機関連絡会議として、北海道防衛局との間で交わした約束事が最低限守れたものと考えておりますし、昨年の実行以来、矢臼別演習場関係機関連絡会議幹事会も含め、数回にわたって行ってきた北海道防衛局との協議と今年、その内容を強化して望んだ北海道防衛局への要請の成果だったと考えております。

しかし、私としては米軍の事情がどうであれ、やはり訓練説明会は米海兵隊がみずから行い、訓練公開も住民や報道機関を対象に含めた中で行われることが望ましいと考えており、このことを来年の課題として北海道防衛局に対しさらに強く要請したいと考えております。

次に、町民の安全・安心にとって、海兵隊及び防衛局の説明責任と情報公開は不可欠、海兵隊及び防衛局に対し説明責任を果たし、情報開示することを町としても求めてきたと思うが、具体的にはどうであったか経緯を聞きたい、また今後の対応はどうなるのかについてですが、昨年の事故以来、矢臼別演習場関係機関連絡会議では、矢臼別演習場関係機関連絡会幹事会を含め、北海道防衛局の間で特に安全管理の徹底、事件事故の対応、情報提供のあり方について何度も協議を行ってまいりました。

また、その中で、訓練情報の開示とその説明責任にかかわる訓練内容の事前説明と訓練公開の確実な実施を強く要請したところであり、訓練開始前の8月11日に矢臼別演習場関係機関連絡会議から、北海道防衛局長に対して行った要請においても、このことを強く申し上げたところでもあります。

前段でも申し上げたとおり、矢臼別演習場関係機関連絡会議としては、来年以降も町民の皆さんの安全確保と不安解消が図られるよう、訓練内容の説明と訓練公開の確実な実施を強く要請してまいります。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 まず、再生可能エネルギーのことなのですが、これでは、釧路管内7町村で構成する地域づくり、地域プロジェクトにおいて今、調査行い、来年度具体的な検討を行う予定になっているということなのですが、厚岸の中ではこういう調査は厚岸町としてはどういうふうになっているのですか、それは進めていないということですか。管内で構築プロジェクトで大きく形で進めていくということですか。

●議長（音喜多議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 再生エネルギーの関係でのご質問でございますけれども、町長の答弁にありましたとおり、現在、未利用材でありました林地材材につきまして今年度から森林組合等々、連携しながら有価物としての利用ということで、ことに堆肥センターでの水分調整ほか中標津の企業から購入してきた状況でございますけれども、これらについて町内の中での需用があるということで、今現在、そういうような中でのバイオマス利用ということで進めております。

さらには、町内の中での農家さんのほうでも牛舎の敷料などとしてもやはり町外からの購入に依存しているという中で、今年からこれら有効活用の中でのおが粉のバイオマスとしての利活用が進んできているところでございます。

さらには、そのバイオマスエネルギーの利用ということになりますと、熱量としての発電とかボイラー、よく木質ボイラーとかペレットを使った部分もございますけれども、いろいろと私どもも資料収集等はしておりますが、現在、まずもってバイオマスとしての利活用、おが粉としての利活用を進めながら、さらには需要と供給ですが、地域内での地産地消が前提となってきました。

当然、これらエネルギーを考える中では町内の中での利活用を進めていく部分ですが、現在、林地残材、町有林で出ます林地残材を使った中で、これら対策を考えて

いくということで今、進んでおりますが、絶対量、決まっている、当然、林地残材すべて平坦な場所にあるわけではございません。特に問題視されていますのは、やはり排出までの運搬費がかかるという問題等がありまして、なかなか状況的な中で現在まで進んでこなかったのが実態です。

まずもって、私ども考えておりますのは、バイオマスとしてのおが粉の利用、さらには今後、このプロジェクトの中で現在、資料収集、私どもも進めておりますけれども、さらには道内事例等々、事例調査を行いまして、来年度、広域的な中で視点を釧路管内、さらには厚岸町という形でモデル的な中で本当にこの地域の中でバイオマスエネルギーの可能性ということを検討できるのかということで、具体的な検討をする予定になっているものでございます。

ちょっと答弁のほうはずれている部分があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） 3 番、石澤議員。

●石澤議員 いや、別にずれていないですよ。

今、バイオマスでおが粉とか、そういう形で進んでいますけれども、いろいろな形で太陽熱、プラス、バイオマス、プラス、厚岸町の場合風力ないですけれども、そういうのでここは、これは淡路島の実験整備のことなのですけれども、要は太陽熱を使って、それからバイオマスを使って、そこの雨が降っても、そういうことがあったときに自前のできるエネルギーについて取り組むというのか、再生エネルギー三位一体で運用するという、そういう取り組みをやっているところともありますし、それからここは一般家庭、約20世帯分電力を賄えるという取り組みですよ。

こういうバイナリー発電と呼ばれている大型の太陽光熱を利用したものとか、それから厚岸の場合は太陽光発電というのは結構大きくみんな何件か出ていますけれども、それ以外に太陽熱を使ったものとか、厚岸の中のいろいろな自然エネルギーの可能性というものをもっと調査してほしいと思うのですけれども、それは今のところは考えていないのでしょうか。調査のほうはどうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 再生可能エネルギー、今、いろいろとあるわけでございます。

これまでの間にも石澤議員からは、これに関連した質問を何度かされておりますけれども、その中で厚岸町での再生可能エネルギーということで、有効的に活用できるものとはというと太陽光、それとバイオマスというお話をさせていただいておりました。以前には風力についても検討した経緯はありますけれども、いろいろな地域住民等との調整もつかないで頓挫しているという状況もあります。

それと、前にご質問あったときに太陽光発電、一昨日、町内の中で始めてメガソーラーということで、民間企業ですけれども、そういった供用があったという中で、いろいろ

この道東地区については再生可能エネルギーが大変有利であるということが言われておりますが、その中でも太陽光発電の部分は道東地区というのは冷涼、日照時間が長い、日照量が多いという部分では大変、有利だと言われてはいましたけれども、ご承知のとおり北海道電力の送電網といいたいでしょうか、系統連携の問題があつて、そういった取り組みをしようとしても、どうもそれについていけるインフラが整備されていないということで、主に進んでいないのも実態であります。

そういった中で、住宅家庭用という部分は、そういった北海道電力の系統連携の部分でもある程度、融通が利く部分ということで、厚岸町としても再生可能エネルギーを普及させるということは、当然、取り組んでいかなければならないと、ただ、大きなそういったメガソーラー的な部分についてはいろいろな制約もあるけれども、家庭的な部分から十分支援をしていくという形の中で昨年度から奨励事業を始めたところでございます。

一方、その再生可能エネルギーの電力、太陽光を除いたバイオマスの部分につきましては、先ほど町長からの答弁にもありましたように、厚岸町の中で言われるバイオマス発電、大きく言うと牛ふん尿、廃棄物バイオマスと言われる分野になるかと思いますが、そういった部分では牛ふん尿と木質系のバイオマス利用ということが挙げられるわけでございます。

牛ふん尿の部分につきましては、先ほど言ったように厚岸町としても、今、農協さんのほうでまだどういった方法で対応するというのははっきり決定されていないですけれども、そのバイオマス利用についてはうちのほうで可能性があるということで、町のほうとしては産業振興課と環境政策課の職員もその研修会、勉強会にもすべてではないですけれども、その研修内容によって参加もさせていただいて、情報収集等もしているということでございます。

それと木質のほうですね、そういった部分につきましては、今のところ従来、未利用であったそういった林地残材を先ほど環境政策課長も言いましたけれども、利用してなかったのですね。また、その何がという理由については、先ほども言っていましたとおり、搬出するのに大きな手間がかかると、経費がかかるということでしたけれども、そういったものも町で可能な限り支援しながらという内容の中で、これまで町外から購入していた実績があるならば、地元の資源を有効に活用することによって賄えるぐらいの大変、厚岸町にとっても再生可能エネルギー利活用という部分では、まずそちらのほうに取り組んでいるということでございます。

そして、管内町村のほうでも統一した早生木を初めとしたという考え方に立っているようでございますけれども、そういった木質バイオマス利用について今年度から調査を開始しています。その中には当然、厚岸町も入っておりますので、その管内の取り組みの中に厚岸町も参画しながら木質バイオマスについての調査を行っていききたいということでございます。

●議長（音喜多議員） 3 番、石澤議員。

●石澤議員 何か電力で売電という形だけでなく、自前で作るエネルギーということで、

今、薪といったらおかしいけれども、ペレットにするとしたら結構かかるのであれば薪ボイラーとか、それから今、厚岸にある廃屋、そういう廃材で出てきたものとかも、それを利用したようなエネルギーの使い方、熱として使えるものの開発なども一緒に考えていってもらえればいいと思います。

そういう電気で売るのではなくては、売電するのではなくて自前のエネルギーを町内の中からいろいろな形でエネルギーとして出してきて、それを開発するということも可能だと思うのですけれども、どうですか。

●議長（音喜多議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 木質バイオにかかわりまして、私のほうから答弁をさせていただきますと思いますが、議員のおっしゃるとおりだと思います。まずもって、町内である資源を町内の中で地産地消できるようなシステム、これが一番重要だと思います。

現在はそのおが粉の特化ということでございますけれども、下川町の例を見ましてもおが粉を使った中でのボイラー、これは役場庁舎とか近くの給食センター、公民館等に熱供給をし、お湯を沸かした中で熱供給をした中で暖房等を利活用しているという事例も視察する機会がございましたが、当然、今後、公共施設多くございます。その中で資源の利用として、今後更に民有林含めた中で、これら林地残材の活用が図られるということになりましたら、そういう中の検討を更にしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 林地残材の搬出はすごく大変だと思うのです、これはどこの地域でもその問題が出ていました。それに対して、道に対して補助がほしいという声も視察に行った中でありました。だから、道に対してもそういう林地残材の利用をするときも補助というか、そういうのを求めていったらいいのかなと思います。

次に移ります。電気料の再値上げのことなのですが、結局、今、完全に国の審査で圧縮されるということもあると思うのですけれども、これで、もし補助をするとすると年間1,150万円というふうに出ていますよね、900。

ということは、低所得者にとっては本当に負担の重い電気料になっているということになりますよね。今までも上がってきていますし、これで灯油も上がる、ずっと高上がりで来ています。

そういう意見では、全額補助すれとは言わないですけれども、せめて半額でも、その電気料に対しての補助があったらと思うのですけれども、そういうのはちょっと今のところは考えられないということでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えしたいと思います。

計画停電の対応、そして昨年の電気料の値上げもありまして、現在、個人、団体、企業問わず節電に取り組んでいるところだと思います。

二度にわたります値上げがありますと、確かにおっしゃるように家庭だけでなく企業、商店、個人事業者、すべての方に大きな影響を及ぼすものと考えます。10日の北海道新聞にも値上げの影響の記事が3面にわたって出ておりました。このことから値上げによる家庭、産業等に与える大きな不安、不満を感じることができます。

北海道電力が公表している標準的データなのですが、例えば店舗を構える方については値上げ幅が月5,343円、値上げ率で言いますと12.74%、オール電化の住宅にお住まいの方で言いますと、オール電化は季節ごとに使用電力の使用電量の変動が大きいので、年間の影響額ということでご説明いたしますけれども、これにつきましては年間で値上げ額が9万4,533円と、値上げ率にしまして28.55%と非常に高い値上げ率になっております。

その他の業務用、産業用の高圧受電につきましても、16から18%の値上げ率でありまして、今回の値上げにつきましては家庭のみならずすべての方に影響が出ていることがわかるかなと思います。

1回目の答弁でもお答えいたしましたけれども、値上げ幅が現在、不確定でもありすし、広い範囲で影響が出ていることから現在のところ、町の福祉施策としては低所得者に対します電気料金の補助は考えていないということでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 電気料値上げというのは確かにどこの、どの段階でもすべて大変だというのはわかります。ただ、生活していく上でやはり負担の重いものでありますので、そこはもう少し検討してほしいと思います。

次、介護保険に移ります。現在の介護保険、予防訪問介護、予防通所介護とありますがけれども、要支援の部分が介護保険から外されるという形が出ていますのですけれども、厚岸の場合でこの要支援から外された人たちの行く場所、利用が、サービスが、事業のサービスが選択できる状況変わりはないと言いますが、利用者のサービス、どのような形の今までどおりのヘルパーさんの支援とか、それから看護師さんの訪問看護とか、そういうことが可能になるのですか、今までどおり変わらないというふうに思っているのですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 1回目のご答弁でもご説明いたしましたけれども、27年度からこの予防給付の大きな制度の改正がございます。29年度までに市町村事業に移ることになっておりますけれども、その移行までの間は現在のままの形で継続されます。

今、おっしゃいました二つの予防訪問介護と予防通所介護の部分でありますけれども、今度は市町村事業になります。そのためには今後、関係条例の改正とかが必要になって

まいりますが、基本的にはこの事業はそのまま継続すると、そのまま利用できるという形になります。

ただし、料金等につきましては、国の基準等がまだ示されておりませんので、その基準が示されてから料金等が決定されるという形になります。

●議長（音喜多議員） 3 番、石澤議員。

●石澤議員 29年度までは今までどおり移行されると言いますが、だからその後、市町村事業に移行された後、要支援の人、それから要支 1、2 の人たちがそのまま、その事業が受けられるのですかと聞いているのです。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

結論から言いますと、そのまま受けられます。今までは予防給付事業としてやっておりましたけれども、今度は市町村事業で名前が総合事業という形に変わりますけれども、受けるサービス自体は変わりませんので、市町村がやるということで今までは全国一律のサービスということで、今度は市町村独自でやるということで進みますけれども、やる内容につきましては変わらないと、ただし金額等につきましては国の基準が示されるまではまだはっきりしないということでございます。事業自体は29年度以降も利用できます。

●議長（音喜多議員） 3 番、石澤議員。

●石澤議員 そうすると市町村が財源を持つということですね。その総合事業の財源は、そうすると市町村でそれを持たなければならないのですけれども、今までどおりの国でやっていたのと同じだけの財源を市町村で用意をできるということなのですか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 2 時25分休憩

午後 2 時28分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 申し訳ございません。

財源につきましては、今現在の財源と内訳は変わりません。国、道、町、第 1 号の被保険者、第 2 号の被保険者でこの事業は賄えると思います。

先ほど二つの事業、町がやるとお話ししましたがけれども、今、やるような調整をしていると、100%やるということではなくて、今やる方向に向けて調整をしているということでございますので、訂正させていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 今回の介護保険の改正のもとで、要支援の方が介護難民みたくになってしまう可能性があるのですよね。この要支援の方というのは、課長もご存じでしょうけれども、健康な方ではないですよね。今、いろいろなサービスを受けて、そのサービスの上で暮らしておられる方ですよね、その方たちがその要支援のそのサービスを受けられなくなった場合に、すぐ要介護に向かっていく可能性もあるという人たちがたくさんいますよね。

厚岸町の要支援の実態とか、今、もう要介護3以上でなければ特老に入れないとか、そういうのを出てきていますけれども、厚岸の要支援の実態とか、そういうのはきちんと調査をしているのですか、どういうふうになっているかとか、そういう状態は。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 要支援の関係でございますけれども、平成24年度の3月、9月分のデータですけれども、利用数でございますけれども180人、平成25年度の3月分でございますけれども210人、平成26年度のこれは6月分でございますけれども219人というふうに、徐々に人数は増えてきております。

金額でございますけれども、予防給付費ですけれども平成24年度3月分でいきますと287万6,075円と、25年度の3月でいきますと306万3,977円と、25年度の9月分でいきますと322万3,107円というふうに、やはり徐々に人数が上がってきているという形になっております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 そのやはり厚岸で暮らしていきたいという、多分、ひとり暮らしの方もいらっしゃるだろうし、老々家庭の方もいらっしゃると思います。

それで、この中で最後にあるのですけれども、地域で支え合い体制の確立ということが関係者の全体で考えているということですが、具体的にどういうふうに考えているのですか、これ。

特に認知症の見回りの体制づくりということを出していますけれども、厚岸の場合、具体的にどういう形で認知症の見回りを、体制をつくっていきたいと思っているのですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） これにつきましては、今ある、例えばSOSのネットワー

クですとか、防災ネットワーク、さまざまな今はネットワークがございます。それらを利用して、新しいというか、利用したネットワークづくりをして、この見守りの体制づくりをまだできておりませんけれども、体制づくりをしていきたいというふうに考えております。

それと、先ほどお話途中でしたけれども、難民という形でお話されましたけれども、町としましてはそういうことにならないように、さまざまなサービス、いろいろな今までは訪問介護と通所介護という形だけでしたけれども、それはもっと緩めたサービスというか、地域住民を使ったようなサービスも考えられますので、それらも含めて検討してまいりたいと考えてございます。

●議長（音喜多議員） 3 番、石澤議員。

●石澤議員 今やっている要支援の方たちのサービスのヘルパーさんのサービスだったり、訪問看護だったりしますよね、それは専門職によるサービスですよね。今、地域住民の方も含めたと言いましたけれども、それはその方たちにも専門的なものを学んでもらってやるということになるのですか。今やっているのは、専門職による生活支援ですよね、その人たちの生活、生きていくための形を支えるための仕事です。仕事をしてもらっています。それにかかわって、地域の方たちに単純にボランティアでそういうことを可能だと考えているのですか、どうなのですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） もちろん基本的には専門家のサービスを受けられた形がベストですし、今回、先ほども答弁でもお話ししましたとおり予防給付から抜けるのは訪問介護サービスと通所介護サービスという二つだけでありまして、後のサービスにつきましては予防給付のほうに残っておりますので、この二つの部分が市町村事業にかわるという形になります。

●議長（音喜多議員） 3 番、石澤議員。

●石澤議員 ヘルパー事業は要支援のほうに、ヘルパー事業というのは抜けるほうの中にヘルパー事業も入るということですか。それで、ヘルパー事業も継続してやっていくこと。そのヘルパー事業を行うことで、事業所は成り立っていくのですか、お金が、給付というか、その施設の成り立っていくだけのそのものもらえるのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 繰り返しになりますけれども、国の基準がまだ示されておられませんので、はっきりとしたお答えはできません。

国の基準が示されるのが年明け早々というふうになりますので、それまでちょっと不

透明な部分がございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 3 番、石澤議員。

●石澤議員 本当に要支援の部分というのは即、命にかかわってきます、介護度も上がるということもあります。ですから、国の基準がまだ示されていない中で答えるのは大変だと思いますけれども、それも頭に入れて、ちょっとこれから検討して行ってほしいと思います。

次に移ります。矢臼別のことなのですけれども、町長も申し入れをしていくということなのですが、今回、公開訓練ではないですね。訓練見学会なのです。それで、私たちが行ったときには、撮影もだめなのです。防衛局と米海兵隊はばしやばしや私たち撮られるのです、私たちはその訓練説明会のときは報道陣もいましたけれども、訓練見学会のときはカメラを持って入ってはだめと、撮影はだめと言われました。これは何かだめな理由を説明、総務課とか町にこういう理由でだめなのだというのを来ていたのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） このたびの訓練公開、訓練見学会という名称で行いましたけれども、事前に先ほど町長答弁にあったとおり、幹事会というものをあらかじめ連絡会議の前にしております。その中で、防衛局からのほうの説明では米軍のほうからカメラ、要は写真撮影は控えてくれということでお話がありました。

ただ、その理由については一つとしては訓練の集中力をそがれるということでもあります。ただ、これはあくまでもこの訓練見学会にしても、訓練公開にしても、米軍の意志が尊重される部分が多分にあります。私どもは、まずは訓練公開を行ってほしいという要望を昨年から行ってきたところでありまして、まずは行われたことについては今年度、その約束事は守られたらうと。

町長答弁あったとおり、来年度以降、ことしその訓練説明会でも住民の方々からいろいろとご質問もあったようであります。これらのことを課題として来年度以降、さらに強く要請をしていかなければならないというふうに思っております。

ただ、あくまでもこの訓練に当たっては、米軍の意志が強く尊重されるということを考えれば、あくまでも要請にとどまることはご理解いただきたいというふうに思っています。

●議長（音喜多議員） 3 番、石澤議員。

●石澤議員 訓練参加して感じたのですけれども、前回、野火を出しましたよね。前々回かな、米軍練習のときに。そのときに、もう訓練中の喫煙は禁止しましたという話をしていましたあのとき、それが今回の訓練公開時に指揮監督所テント横で複数の海兵隊が喫煙をしていたのですよ。その現場を一緒にいた人が見ていました。これはどういうことなのでしょう。集中しなければならない訓練なのに、私たちにはカメラを持って入

るなど言いながら、片方では喫煙していたのですよ、どれだけ米軍の気持ちを尊重すればいいのですか、喫煙は可能なのですか。火事起きないのですか、これ。

やはり、きちんと報道陣も入れて、それも撮影もできないような訓練をするのだったら、それはもう危険な演習なのですからきっぱりとやめてもらうように言ったほうがいいではないですか、おかしいですよ、これ。

私たち入っていたときに、米軍の人たちはどんどん質問してくれとそういう感じでした。だから、米軍が本当に言っていたのか、防衛局のほうがそれを配慮したのかわかりませんが、でも実際、こういうことが起きているのです。

今回は、自衛隊と一緒に自衛隊がきちんとついてオーエン司令官ですか、自衛隊とコミュニケーションをとりながら連隊して訓練をしていると言っていました。つまり、自衛隊が補佐しなければできないような訓練しかできないということではないですか。そういうようなものを、そういうような部隊が来てやっていること自体、住民の安心・安全になるのですか、それに対してもきちんと申し入れをしていったほうがいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狹町長） お答えをさせていただきます。

先ほど、第1回目の答弁でもお話いたしておりますが、今回の演習に当たりましては8月11日に北海道防衛局に対し、矢臼別演習場関係機関連絡会議から強く今、ご指摘がありました点を踏まえて情報提供等についても強く要請があったわけであります。

そういう中で、特に実は8月22日、オーエン米海兵隊司令官が私のところに、役場に参りました。私から強く要請しておきました。次の点であります。

昨年、演習場外への着弾事故という、あってはならない事故があった。更にはまた、厚岸町民の民有地に牧草地ですね、誤って米軍車両が進入する事件が発生したこと、こうしたことについては、地域住民の方々の理解と信頼関係を大前提としている訓練の受け入れについて、重大な事態と考えている。

今回の訓練においては、特に安全対策を徹底すること、そのことはもちろんであるが、訓練公開などの情報提供、あるいは不測の事態に備えた対策、対応などについて適切な処置を講じること、本人に直接、私はこういうお話をさせていただいたところであります。

私といたしますと、本来はやはりブリーフィングについても米海兵隊自体が行うべきことであつたと思っておりますが、今回は北海道防衛局の訓練説明会であつたということでもありました。来年、行くかどうかわかりませんが、今後の訓練におきましてはやはり情報提供、事件事故等の対応等につきまして、こういうことがないように、さらに強く要請をし、皆さん方が信頼を得て訓練ができる体制をとっていかなければならない、そのように考えている訳でございます。今回の今のことについては、私も同様に考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 以上で、3番、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、12番、室崎議員の一般質問を行います。

12番、室崎議員。

- 室崎議員 先に提出いたしました、一般質問通告書に従いまして、ご質問申し上げます。
質問事項は、地域医療構築についてであります。

1 といったしまして、町立厚岸病院は厚岸郡全体を医療圏とする中核病院としての役割を担っていると解するがどうか。

2 といったしまして、地域医療とは、医療、福祉、保健三位一体の体制であり、その確立は医療関係者、行政、住民に一致協力を必要とし、また医療機関から考えても単に一病院のみでできるものではなく、各医療機関の連携が重要と言われる。その連携には、当然、医療情報の共有が求められると考えるが、町の考えはどうか。

3 といったしまして、メディアネットたんちょうを町はどのように評価しているか。

1 回目の質問とさせていただきます。

- 議長（音喜多議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 12番、室崎議員のご質問にお答えいたします。

地域医療構築についてのうち、初めに町立厚岸病院は、厚岸郡全体を医療圏とする中核病院の役割を担っていると解するがどうかについてであります。この点につきましては、質問者から平成22年町議会第1回定例会においても同様の趣旨の質問にお答えしておりますが、町立厚岸病院は厚岸郡における病院としての機能を受け持つ地域での中核病院であることは従来より変わることはなく、診療機能の充実を進めてきたところであります。

厚岸郡を医療圏の範囲として、町立厚岸病院のかかりつけ医の患者はもとより、町内の1医院、浜中町内の2診療所のかかりつけ医とする患者が入院を必要とする治療や高度な医療機械での診察が必要になった場合などに受ける、必要があれば手術を行って、さらに困難な治療を要する場合には適切に、釧路市内の2次医療機関への専門医へ紹介を行うことが中核病院としての役割と考えております。

さらに、24時間の救急医療の継続と透析治療は公的中核病院としての使命であると位置づけておりますし、幼児、児童生徒を含めた町民の健診、業務を広く受託し、予防医療にも積極的に取り組んでいることも、その役割の一つであります。

また、近年は高齢化への対応も必要となっており、医療と福祉のかかわりがさまざまに増加しております。町立厚岸病院内にも介護老人保健施設を設けたり、介護保険制度上での医療支援も行っているところであります。

こうしたさまざまな業務を担ってきた町立厚岸病院であります。目まぐるしく変化する医療制度と医師や看護師などのスタッフ不足により、体制の変化が余儀なくされ、手術の中止や変動する常勤医体制などから、従来のように一定程度の疾病に対して、町立厚岸病院内で完結できる医療に制約を受け、中核病院としての機能が十分に果たせない状況も近年は続いていると認識しております。

次に、地域医療とは医療、福祉、保健、三位一体の体制であり、その確立は医療関係者、行政住民一致協力を必要とし、また医療機関から考えても単に一病院のみでできるものではなく、各医療機関の連携が重要といわれ、この連携には当然、医療情報の共有が認められる

と考えるが、町の考えはどうかについてであります。地域医療では高齢者など、在宅生活継続のためにも地域を単位として福祉保健関係機関との連携によりも円滑に医療が受けられることが望ましいと考えられますが、医療を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、医師を始めとする医療従事者は慢性的に不足し、他の町村においては医療機関の一部により、専門医の配置が困難なことから、専門的な医療の提供が難しいものとなっております。

そのような状況の中で、高度な医療設備や専門性の技術を持った地域の2次医療機関と常日頃から患者の身近にあり、健康状態や傷病などを把握している地域の医療機関のかかりつけ医等が役割分担し、お互いの長所を生かして、連携をしながら急性期や専門的医療が必要な場合は2次医療機関へ、症状が安定した場合は地元の医療機関へと、患者の症状に応じた適切な医療を提供し、病気の治療や早期発見に努めることが必要となってまいります。

そのためには、他の医療機関で検査を受け、その結果、どのような診断が出され、治療を受けたかの情報を医療機関の間で共有することは専門的な治療を終えて、地元の病院や医院で2次治療を継続する上で、大変、参考になるものと理解しているところであります。

次に、メディアネットたんちょうを町はどのように評価しているのかについてであります。医療施設をネットワークで結ぶ患者の同意を前提に治療経過、検査結果、処方など、画像を含む詳細な患者情報、いわゆる診療情報を安全かつ効率的に伝達し、さらに患者情報を共有し、施設間で連携するシステム、メディアネットたんちょうは、本年4月から運用開始となり、釧路、根室管内の10病院が情報公開施設として参加し、8月20日現在では、釧路市内の4医療機関が情報参照施設として参加しているところであります。

参加施設の区分ですが、情報公開施設とは診療情報を共有し、施設間で診療情報の提供と閲覧が可能な施設であり、情報参照施設とは、診療情報の閲覧のみが可能となる施設となっております。

このネットワークは、患者情報の共有化を図り、迅速かつ正確な医療情報の伝達が可能になることで、施設を利用する患者へより良質なサービスへの提供が可能となり、2次医療機関を中心に役割分担と連携強化を図られることから、地域医療連携の役割を担うものと考えております。

その上で、厚岸町内においても、町立厚岸病院では既に情報参照施設に登録し、運用開始の準備を進め、システム捜査の指導も受けて、今月末には本格医療の実施となる見込みであります。町内の民間医療機関にもネットワークの概要を情報提供してまいりたいと考えております。

以上です。

●議長（音喜多議員） 再開は、午後3時25分といたします。

委員会あるために、3時半までといたします。

午後2時55分休憩

午後3時30分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

12番、室崎議員の再質問から行います。

12番、室崎議員。

- 室崎議員 まず、1点目なのですが、町立病院は厚岸郡の中核病院であって、その機能を十分に果たそうとして一生懸命頑張っているのだけれども、諸般の事情からなかなか思うようにいかないところがあるのだというお話でしたが、その点は私も全くそのとおりで、この後、体制をなるべく本来の形に持って行って、より一層の機能を果たされんことを一町民として節に願うものであります。

その上で、今回は、私、地域医療の構築という点を情報の共有という部分に限ってしようと思います。地域医療というのは、非常に幅が広いですから、保健、福祉、医療、三位一体の体制ですから、得てして専門家でも地域医療、地域医療と口にはしているけれども、話を聞いてみると地域の医療だったり、場合によっては地域で医療だったりするわけですね、それはその人の話であって、要するに地域医療というのは体制の構築ですので、その意味でお聞きするのですが、まず町内に限って言いますと、この情報共有体制の構築というのは、絶対に必要ですね。

それで、これ、私、25年の12月議会でも同じような話をしていますので、端的に申し上げますが、例えば感染症などというものを一つとってみても、どこで、誰がかかったかということが関係各機関に一斉に全部、共通認識を持っていないと、三位一体の状態としての動きというのはできないのです。

早い話、インフルエンザでも、ノロウイルスでもいいのですけれども、保育所に行っている弟さんがかかったと、小学校1年生のお兄ちゃんがいるといたら、これ家庭でもってうつって小学校に持ってくるのは目に見えていますよね。そのときに、これは保育所で、保健福祉課の管轄ですから、それ以上は個人情報ですからとなどと言って一切出さないと、小学校、要するに教育委員会のほう、手を打てないのですよ。

もちろん、病気ですから、中核には町立病院がありますよね。そういう必要な範囲内で、必要な情報をきちんと共有する体制、これは地域医療の構築の情報共有という点では絶対に必要な話なのです。25年に12月にリアルタイムでそういう体制の構築というのは図られないのかと言ったときの答弁は、今のところ考えていないで終わっているのです。その後、どのような検討をし、現在どのような体制の構築ができているのか、まずその点をお聞かせいただきたい。

- 議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

現在、委員おっしゃいました感染対策の情報共有につきましては、町立病院はもちろんですが、各教育委員会のほうから、あと保育所ももちろん私のところですが、情報共有するような形で今現在、やっております。

- 議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 それは、きちんとした体制できているのですか。町内の関係機関というのはそれだけですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 申し訳ありません。特老、特別養護老人ホーム当然入りますし、きちんとしたシステムというか、形になったものは現在、ございませんけれども、その25年の12月以降、体制をとってやっております。

おっしゃったようなきちんとしたマニュアルがあつてという形の部分はまだ残念ながらつくっておりません。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 答弁者が残念ながらなんていうことを言いながら答弁するのはやめてください。

あのですね、きちんとした体制できていないけれども、連絡することになっているのだというようなふうに聞こえるのだけれども、きちんとした体制つくらなければだめなのです。今だって思いついたものを言っているでしょう、答弁者は。民間、何も入っていないではないですか。今、特老と言ったから、今、特老は民間になったけれども、町の中の機関だけで話しているでしょう。医療機関だって民間ありますよ。

それから、特老が出てきたのだが、特老と同じような年代のやはり特老に入ろうか、こっちに入ろうかというような人たちのいる施設というのは民間にもありますよ、町内には。そういうものを全部含めて関係者の間でぱっと情報が伝わって、こういうものが出たよという和一斉にそれに対応する体制がつかれるというようなものがあつて初めて情報の共有でしょう。

そのときに、担当者が思いついたところだけ電話して、それでもって情報は伝わっておりますというような種類のものではないということです。もう一度お答えいただきたい。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 体制も形も整備をして、早急に整えたいと考えます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 それで、勉強会は町立病院が主催して、関係者、あのときお聞きした中にもちよつとこれ入っていないのではないかとというのがありますけれども、大体のところ網羅して進めていたようです。

その、今言っているのは勉強会ではなくて、非常時のときの話ですよ。そういうものでもやはり中核に町立病院には入らなければならないのです、今の場合も。

それは、一つには町立病院にそういう患者さんが来るという場合が非常に多いですよ、可能性として。それともう一つは、そういうふうになったときに、どうしたらいいだろうということの一番の専門家は町立病院にいるわけですから、その両方でもって中核になってほしいということです。

それから次に行きます。浜中町との関係なのです。実は、何年も前から町長の答弁でも22年という話がありましたが、たしか22年でしたね。なかなか連携が思うようにいかないという話がありました。それで、ちょうど、町立病院のほうも今の町長の答弁にあるように、十全な体制をもっていない中で、救急を受け入れるというのがやはり大変に難しい部分もあったわけです。事実上ですね。

では、理屈から言えば救急だろうと、西も東も分からない、全く分からないものがぼんと入ってきて、やるのは救急でないかといったら理屈はそのとおりなのですが、やはり何らかの情報がついてくると来ないでは全然違いますよね。ところが、そのあたりがうまくいかないというような話がありました。ただ、厚岸の町立病院は厚岸郡の中核病院ですから、いやいやそんなだからそっちは診ないよということもできませんよね。

そういうわけで、その点についても私お聞きしたのですが、そのとき町長は浜中町ともよく協議をして、善処していきたいというふうにおっしゃったのですが、その後、町長が直接協議しなくてもいいのですけれども、厚岸町としてこの病診連携、情報の共有化、そういうものに関してはどのような協議を進めたのか、いつ、誰が。誰と。どこで、何をどのように協議して、どのような成果を出しているのか。

もう大分、年月もたっていますので、その経過についてお伝えをいただきたい。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 3 時39分休憩

午後 3 時40分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

町立病院事務町。

●病院事務長（土肥事務長） すみません、平成22年当時にそういった質問がありまして、医療連携の中で触れたときに、そういった問題があるということでお話をした経緯があります。

それで、その後の経過ということですので、端的に申し上げます。

その後、二度にわたって正式に話し合いをしております。一度目は、平成24年、ちょっと書類が今、手元にありませんので24年の秋であります。

先方の福祉保健課長とそれから当課の主幹、それと浜中町診療所事務長さん、向こうは3名、うちは当時、保健福祉課の課長でありました松見課長と私が出向いて、向こうでお会いしております。さまざまなこれまでの経過も踏まえて、そういった連携のあり方について協議をしていると、情報提供ほしいということです。

内容については、もう22年の答弁もありましたとおり、通常行われるべきドクター・ツー・ドクターの電話もないとも、患者の情報もないと、患者に対する投薬の情報もないと、そういった中で救急隊が町立厚岸病院にやむなく、直接こちらに運ばれたということが続いていたと、その改善を図ってほしいという申し入れをしております。

その後、その後については全くそれに対する返答といいますか、ありませんでした。実は、そういった状況が長く続いておりましたので、8月29日、先月8月29日、これは町立病院内の会議室において浜中町の保健福祉課長、それから課長さん変わっておりますけれども、当時の課長から変わっております、同じく診療所事務長、事務長も変わっております。このお二方と、うちの厚岸町としては高橋保健福祉課長、亀井保健福祉課長補佐と私、事務長の土肥、それから星川次長、本間総務係長、佐藤係長、佐々木管理係長と、こういう体制でこれまでの私どもの申し入れに対する返答といいますか、対応、浜中町としての取り組み、これらを伺ったと同時に何も変化がないという救急体制について、厚岸町の今の現状、厚岸町も苦しい医師体制、最近では内科1人という体制もありました。この中での取り組み、またそれから外科が常勤でいなくなったという大変、苦しい中での救急医療の受け入れについては大変、リスクが高いと、これは浜中町の患者さんにとってもデメリットが大きいという意味合いも含めて、その他いろいろあります。システム成り立っていませんので、そういった申し入れを行ったという経過があります。

これについての一定の期日を切った形で返答をいただきたいと、これまでは全く返答がありませんでしたので返答をいただきたいという申し入れに対して、10月を目途にということで再度、席を同じくする機会を持ちたいという申し入れがありましたので、今、それを待っているという状況にあります。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 厚岸町の町立病院が厚岸町だけを相手とする、それだけでいいのだということの中から、こんな苦労なんかする必要がないのです、言ってしまう。でも、そうではなくてやはり厚岸の町立病院というのは、この厚岸町、浜中町全域をカバーする中核病院として、いわば使命を持てるのだというふうに考えるから、言うならば厚岸町としては手を差し伸べているわけですから、十分、浜中町がそれに答えてほしいというのが、もちろん担当者も町長も同じ思いだろうと思いますので、これは10月にやってくるのだからそれを待っていればいいのだけれども、それでもまだ確たる動きがないなれば、やはり町長の出番ではないかという気がいたしますので、その節はよろしく願いたいと、そのように思います。

それで、次に行きます。このメディネットたんちょうなのですが、すごい格好のいい答弁が出ておりますが、経過がよく分からないのです。8月20日以降の話しか出ていないようで、それでまずメディネットたんちょうというのは、これはたしか道が各釧路、根室管内の町村に働きかけるという形で始まったと思います。もう少し前を言いますと、平成の早いところは15年ぐらいからかな、17年にはもう既に結構な文章が回っていると思いますが、当時は厚生省か、もう厚労省になっていたか、地域連携パスとか、地域何

とかパスというような片仮名がついて言われるのですが、そういうものを各地域が考えてくれというような話がもう国からも出ていますよね。

それはどういうことかという、急性期の病院、回復期の病院、慢性期の病院、それから自宅、もしくはいろいろな福祉施設、そういうものが全部連携して、そしてその1人の人の生活を支える、病気のときも健康のときも、それから老いて家でもって半分寝ているような状態になっても、どこかはきちんと手を差し伸べる体制、それを地域につくる、これを地域連携パスというそうです。あとは何だか、難しい言葉もあったのですが、ちょっと私、片仮名が弱いので余り知ったふりしませんが、その最もの基本、第一歩は医療機関を中心とした、そういう機関同士の情報共有なのです。そうするとどういふことがあるかという、例えば今、厚岸町でどなたかが交通事故に遭いますね、町立病院に運ばれます。町立病院ではまず、町立病院でできる検査をします、そしてこれは3次医療圏である、例えば労災に転送しなければだめだということになったときに、この間でこういう制度がきちんとできていますと、そのここでもってとった医療情報は、本人より先に向こうに送られているわけですね、そうすると受け取るほうではその情報をもとにした体制をとって待っていることができる、それからそういう交通事故のような緊急の場合でなくても例えば町立病院で診た患者さんが労災病院に行くというようにときにもその連携がスムーズだし、また逆に、向こうで手術をした人が帰ってくるときにも、どういうことをやってきたのか、投薬情報含めていろいろあるようですよね、それがこちらに入るといふようなシステムを先進地は相当早くからでき上がってきているのですが、北海道道東でも多少、遅ればせながらと言いつつもこれを構築しようとしたのです。

これが、平成23年ごろでしたでしょうか。当時、厚岸町には道から、これは保健所でしようけれども、どのような連絡が入って、それに対して厚岸町はどういう対応をしたのか、まずその点からお知らせいただきたい。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えしたいと思います。保健福祉課としてお答えしたいと思います。

今おっしゃったメディアネットたんちょうなのですけども、平成22年の11月26日に国会で地域医療再生臨時特例交付金という形で予算が成立しております。この交付金の基本的な考え方ですけども、地域の医療課題の解決に向けて、第3次医療圏を単位に高度専門医療機関や救命救急センター整備拡充、連携する医療機関の機能強化などの施策を推進する地域医療再生計画を策定し、地域の医療提供体制の充実に取り組むというような基本的な考え方がございます。

事業の実施主体でございまして、地方のセンター病院などの高度専門医療機関等や救命救急センター及びこれらの医療機関と連携する医療機関並びに関係機関、団体というふうになっております。

対象とする事業ですけども、第3次医療圏における医療課題の解決を図るため、上記の今、お話しした医療機関及び関係機関、団体が圏域内の医療機関等との連携体制や

医療機器などの充実、強化するために行う施設設備の整備や医療従事者の確保対策、これらも入ります。これらの事業を行うというふうになっています。

交付の基準でございますけれども、3次医療圏ごとに15億円を基準額としております。この後に、翌年23年の1月5日に厚岸町のほうに、当時、保健介護課ですけれども、文書が釧路保健所に入っております。

その後、同じく1月17日に新たな地域医療再生機能の意見交換会ということで、これは保健介護課長が出席をしております。このときには、この通知を受けて事業をやるといような意志表示をした医療機関が参加をしております。あと、市町村の保健を担当としていたと、あと釧路の医師会関係者という形になっております。

そして、同じ年の5月17日に地域医療の再生計画に関する地域説明会というのがありまして、そこに同じメンバーが集まって事業をやりたいという病院と、あと管内の町村と保健福祉の担当者が集まってお話をしております。

保健福祉課の部分については以上です。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 地域再生計画に基づく会議の話は分かったのですけれども、それに厚岸町は出ていたのですか、出ていないのですか、その話、今ないのですよね。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 今、お話しした1月5日の会議につきましては保健介護課長が出ております。同じく1月17日の意見交換会にも保健介護課長が出席しております。その年の5月17日の地域再生計画に関しては地域説明会、これにも保健福祉課長が出席しております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 そうすると、23年に道が動き出したわけですね、11月に地域再生計画というのを国がつくって、さっそく道が動き出した。その説明会には出ていたわけですね。

それで、その後、厚岸町はこのたんちょうネットというのに対してどういう態度をとったのですか。

●議長（音喜多議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 病院のほうから若干、その辺の経緯を含めて説明をしたいと思います。

事業が北海道が採択をされて、国に申請をするまでの間のお話は今、高橋課長のほうからあったとおりです。

この事業は、何か決まったものがあって、それに対して各機関が集まるという機能で

はなくて、それぞれ病院が手を挙げるという式のものでした。当時、町立厚岸病院も3月11日にこの文書が来ております。今、高橋課長が説明したような大きな枠での事業計画案がないかということに来ておりましたけれども、当初は電子カルテ整備を中心とした画像の連携、やりとりということでの事業計画を取り上げて進めたという話を別の会議で私、聞いております。この会議ではなくて別の会議で聞いております。

その後、今、高橋課長が言うように、事業を個別に出した病院が集まって個別の会議を持って、今、言われるたんちょうネットというものの展開を図ったというふうに後から聞いております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 そうすると、いずれにしても5月17日の説明会までは出ていたけれども、その先の動きには厚岸町は関知しなかったと、そういうことなのですね。

私、22年1月の定例会で提言しているのですよ、こんな動きは知りませんでしたよ、私は。けども、似たようなことを考えていたのですね、私個人で。

それで、浜中町の新聞記事、それがヒントになりました。夜中にたたき起こされて、膨大なカルテ探してデータを送るなんていうことを毎日やらされたら体がもたないというようなことをそのお医者さんが言っているという記事が出ました、本当かうそか知りませんが。それで、それなら最初からそんなことをしなくてもいいようなシステムをつくったらどうだろうと、そのとき私言いましたよね。せめて投薬情報だけでも、医療手帳なり、医療カードみたいなものを厚岸町と浜中町がつくって、そして受診するときは必ずそれが出されるようなシステムにすれば、今、腹痛いと言って来た人が下剤飲んで腹痛いのか、下痢どめ飲んで腹痛いのかわかるだろうと、そうしたら随分とその患者を診るお医者さんは違うのではないかと、そういう話をしましたけれども、検討してみましようで終わりましたよね。

私としては、本当にかくんと来る程度の歯ごたえのない答弁で終わりました。これは仕方ないでしょう、はいやりますとは言えないから、浜中町もあることだし、お医者さんたちもあることだから、やはり担当者としては検討しますとしか言えなかったのだらうと思います。それはいいのだ。

そういうようなものを受けて、その後、国がこんな動きを出して、道が出しているときに厚岸町はそれを放置していたということですか。この点について、ちゃんと説明してください。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後3時59分休憩

午後4時00分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

病院事務長。

- 病院事務長（土肥事務長） 確かにそういう議論がありました。これは病院のほうの事業ではありませんけれども、町のほうの事業として緊急情報キット配付事業、これを23年の初めのほうからやり始めております。

同時に、浜中町も同じような情報をやり始めて、病名と投薬情報、これを一つのものにまとめまして、冷蔵庫内に保管して、筒に入れて保管して、その方がいらっしゃる家の玄関に……そういうものを整備してやったという経緯があります。

ですから、一応、その質問に対するお答えとして、そういう取り組み、今現在やっております。これは病院の取り組みではないということです。

- 議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

- 室崎議員 夕張でもって村上というお医者が始めた命のバトンというやつ、厚岸版をやったと、浜中もやっていると、それはよく知っています。そのことは大変いいことだと思っております。

ただ、それはその厚岸では何と言ったかな、ちょっと今、思い出させないな、いわゆる命のバトンキットですね。町民の何割が持っているのか、まだ実験的段階でしょう。だから、それをもって私の言っているような投薬情報が全部病院に入ったときに分かるというものにとってかえていますとは言えないですね、それをヒントにしてこういう事業も始めていますというのは分かります、その点では評価していますよ、やらないよりははるかにいいことだ、その範囲です。

それで、今回、この町長の答弁をお聞きしますと、既に厚岸町はたんちょうネットに参加しているのだと、こういう言い方をしているのですよね。それで、そこからいきましょう。何年何月何日にたんちょうネットワークに参加したのですか。

- 議長（音喜多議員） 病院事務長。

- 病院事務長（土肥事務長） ちょっとさかのぼりますけれども、このたんちょうネットに関しての新聞記事の報道がありました、3月当日。私もちょっとびっくりしまして、内容を見て、先ほど話したような情報ではちょっと違うと、もっと広い範囲で行うのだということを聞きまして、市立病院の担当者のほうへ4月上旬だったと思います、まずお聞きしたと。

そこからまず始まっておりまして、それから資料を受けて、それから院内では6月5日の運営会議でこれを参照病院になるという決定を下しております。予算措置等々を含めてその間、情報収集をしまして、9月1日に入会申し込み書を提出しております。

それから、それに向けて釧路市立病院のほうの担当者3名が9月2日にそのシステム操作のデモに見えておりました。それを医師1名ですが、10名程度看護師も含めて、その捜査システムデモを受けて、接続の環境調査が入会に行って受けたのが9月8日、それから今、間もなく端末の設置に入ろうかという、今、日程に入ります。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 実は私どももあの新聞を見まして、それまでこんな動きがあるというのは全く知らなかったわけです。

それで、これはということでもって厚文で話し合いました。それで、26年7月8日に中標津病院と別海の病院、どちらも町立病院です。そこが入っているということが分かりましたので行きました。そのときに、福祉課長とそれから病院からは次長ともう1人、同行してくださいました、見に行かないかということを経理長が誘ったのだと思う。そのときに、病院の中で検討しているなんてということは一言も聞かされませんでした。

今、答弁見たら既に入っていますよと、こういう言い方なのです。こっちはキツネにつままれたようなものです。こういう問題って、議会で、委員会で、現場まで見に行こうとして論議しているのですよ。そのときに、担当者が知らない顔して一緒に車に乗って来るものなのですか。どういうことなのですか一体、何ら情報をこっちには寄こさない。もし、町立でもって検討しているというのが分かっているのであるならば、我々だっで行ったときに挨拶のしようがあるのですよ、全くしないでしょう。

しかも、そういうことは一言も町長の答弁書には出てこないで、もう既にやっているのですよと、これではよかれと思って動いている我々はいわば蚊帳の外に置かれて、何をお前たちやっているのだと、こういうことになりますよ。私、これ委員長のかわりに言いますよ、そういう状態なのです。

しかも、これは23年に始まっている、その厚文の委員会の話は今ちょっとこっちに置いて、本論に戻しますが、23年に始まっている。当初、知らなかった訳ではない、もちろん厚岸町にも連絡がある、何でこっちからアンテナを伸ばして、そういうものを利用しようとする考え、あるいは中に入って一緒にやろうという考えはないのか。すっかりもう、先進的な町が集まって、先進的な病院が集まって体制が全部できて、それを厚岸町では担当者が新聞で見て初めてびっくりして紹介したというのは余りにもこういうものに対してうといのではないのか。

言っている話、総論では情報の共有は必要です、病病連携、病診連携は大事です、厚岸町は厚岸郡の中核病院としての機能を果たさなければなりません、総論は物すごく立派なのだけれども、具体的なところに入ってみたらこんなていたらくだということになりますか、いかがでしょう。

●議長（音喜多議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 厚文のほうで視察に伺ったときの事情はよくわかりました、反省をしております。私自身が同行できなかったということも反省しております。

既にといいますのは、その時点ではまだ事務手続きが進んでいなかったという意味ではっきりしたことを申し上げられなかったのかなと、担当者がですね、同行したときにいう反省も含めて今思っております。

この北海道が中心になっている事業にどうして手を挙げなかったのかといういきさつ

につきましては、このたんちょうネットありきで事業が進んでいたわけではないのです、私も後から聞かされてたのです。ある病院が電子カルテを整備したいというところから始まって、その関係機関だけが集まって協議会が設置されたというふうに聞いております。

ですから、私も新聞を見て、その内容がここまで拡大されて、しかも参照病院まで大きく根室管内まで含めてやるのだという話は、私、病院としてはそのとき驚いたという状況であります。

ですから、個別にこういう事業で、こういう中身でということでのきちんとした数値なり、説明なりというのは、この間なかったというのが本当の理由でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 同じことを何遍も言いたくないのだけれども、こっちで黙って座っていれば教えてくれるようなものではないと思うのです。動いている人たちが動くのだから。

それで、こういうものに関心があればこっちからアンテナを、そこで首振っているけれども、こっちからアンテナを伸ばしていかなかったら情報なんかとれませんよ。

それから、保健福祉課のほうには別個に入っていたのですか。それともあれなのか、最初の文書が来ただけで、2回か3回か当時の保健福祉課長出て話は聞いたけれども、それは病院に別に送り込んでいるものではないのですか、双方の意思の疎通というのはどういうふうになっていたのですか。

それで、最初、その電子カルテの何だかかもしれないけれども、ある時期からはもう当然、こういうシステムになっていっているわけですよ、それをこっちから積極的にとろうとはしなかったのですか、向こうから言ってこなかったからわからなかったのだということですか。向こう側には教えなければならぬ義務はないでしょう。やはり、こっち側からこういうものについて、どんどん触手を伸ばして、そして情報提供をとらなかったらできませんよ、今後も、いかがですか。

●議長（音喜多議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 後段について、病院の担当者としてお話をさせていただきますが、具体的なメニューというのはその当時、全くなかったのです。全く電子カルテを一病院が入れるのだという手挙げしかなかった。

ですから、その後、どういうふうな動きがあったのかないのかというのは、病院としては本当に情報を得る手段というのはなかったと。あくまでも別な会議で、その後、聞いた話としてそういう電子カルテの部分から広がって、今いうたんちょうネットというものができ上がったのだというのは、本当に今年になってから分かった次第だということでございます。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 先ほど1月17日に意見交換会があったというお話をしましたが、その中で出ていた各病院からの事業概要を申しますと、例えば労災病院でいきますとがんの放射線治療器ですとか、あとウェブ会議システム、道東勤医協からは医師確保の支援と、電子情報ネットワークの整備、これはそれに当たるかなと思いますけれども、あとは他の施設整備と、市立釧路病院については分娩施設、あと救命救急センターの医療機器の整備、心臓疾患の医療機器と、日赤についてはCTと、孝仁会についてもCTとか託児所、あと学校の設置ということで、その時点では事務長話したようにそれぞれ、医療機関さまざまなメニューで出しているという状況になっております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 私どもが中標津、別海に行って聞いた話と随分違うのです。こちらでは平成23年に道が音頭として、それで地域医療連絡会議というのをつくっているのですね、そのところでもっていろいろな提案があったのかもしれないけれども、そういう地域医療連絡会議というものが既にできているのですね。

それは何に基づいているかというのと、地域医療再生計画でしょう。そうすると、その中でもって、どんどんいろいろな意見が出てきて、発展していくことは十分考えられるわけです、その当初の話だけ聞いて、あとはもう一切行かなかったと、そういうことですか。それで、国からの交付金によって釧路市立病院ですか、釧路総合病院のプランを提案して取り組みがスタートしました、こういうふうに聞いてきました。

だから、いろいろな経緯があって、いろいろな話があったのだろうけれども、途中で厚岸は切ってしまったということですね。病院が切ったのか、福祉課が切ったのか、それは知りませんが。

いずれにしても、非常に遅れたわけですよ、その情報収集が、それをどう考えていますか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 先ほど申し上げました5月17日に地域説明会が開催されたということでしたけれども、それ以降、ネットシステムに関係する会議の案内はなかったように記憶しております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 私どもが聞いてきた話だと、25年の8月より3回にわたって協議会を行っているという話出ているのです。そういうもの的にはもう、こちらは相手にされていないわけですね。

やはり、情報収集において欠けたのではないかと、そういうふうに思います。行ったときには大した話ではなかったと思ったからその後、行かなかったということなのだろうけれども、結局できあがったものは結構なものできているのです。それに当初から

乗ることはできなかったのです、そういうことですね。

今になって、そういうその新聞記事を見て、それでこれはということでもって入ったと、そこからの対応は私はいいいと思います。だけど、当初の対応にはやはり欠けたなど、そういうふうに思います。いかがですか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 4 時15分休憩

午後 4 時17分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

12番、室崎議員。

●室崎議員 それで、同じような話を何回も繰り返すのはあれですから、これでここはやめますけれども、これからもいろいろなこういうことはあると思うのです。なかなか向こうからは情報が来ない、大したものではないと思っていたら、すごいいいことをやっていて、結局乗り遅れてしまったと、こういうことは幾らでもあると思うのです。

だから、やはり、こっちが神経研ぎ澄まして、こっちからどうなっているのだ、どうなっているのだと行くぐらいの積極性を持ってやっていかなければだめだということですよ。

これは、いろいろな事情すらあるでしょう。担当者としてなかなかできなかったのだと言いたいでしょう、それ分かる。けどもやはり、そういうふうにやっていかなければだめですよということは、あえて申し上げる。

それともう一つは、議会に対する対応です。やはり、そういうものについてはきちんと情報提供してください。完全にでき上がって、もうマスコミ発表も何も全部できるようにならなかつたら議会に何か言えるかいというような物のやり方では困るのです。もう既に聞いていれば、8割方、もう事務手続き終わっているわけでしょう。そのときに、議会が何にも知らないから、新しいものを見るつもりで行ったのです。それに一緒になって来ているわけですね。

やはり、それを議会として今、見に行く、それだったら病院関係者も見に行く、実は病院でも、町立病院でも今こうやるのですよといったら、それでけしからんという人はいませんよ、それは結構なことだと、一緒に行こうよというのは当たり前でしょう。そのあたりは、十分にこの後、考えていただきたいわけです。

それで、このメディネットたんちょうというのが動きだしますと、どのようなことになるのか、もう既に試験的な動きも始まっていると思いますので、行った先ではメリット、デメリットというような話も聞かされてきました。そういうような既にもう動いている事例もつかんでいるでしょうから、もちろんそのデメリットと言われるような弊害がないようにしながらメリットを100%発揮させていく体制をつくると思いますので、そ

のあたりについて説明をしてください。

●議長（音喜多議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 1点目、2点目につきましては、そのとおりであります。今後、十分、情報の収集も含めて議会の報告のタイミング、機会も含めて検討したいと思います。

それとメディネットのシステムですけれども、これはあくまでも個人と病院の同意を得た中での通信情報のやりとりということでありまして、将来は電子カルテを普及させて、カルテ情報も共有するということでもあります。

例えば具体的に言いますと、町立病院から専門の医療機関、一般内科では見られない専門の医療機関として釧路市立病院に入院を依頼して送ったと、その経過、検査内容、それから病名等々がそこで町立病院と本人と釧路市立病院の間に契約が結ばれて、町立厚岸病院が見ることができると。

一定程度、専門家の治療が終えて、その後の治療を厚岸町立病院でまたお受けするといったときに、こういった治療が行われていたのかが手に取るようにそこで分かると、あるいは場合によっては専門の投薬が町立病院でも、1カ月ごとは町立病院、3カ月や6カ月ごとには例えば市立病院といった場合には、その検査データを見ながら厚岸町の行う検査とあわせて、やはり6カ月でなくてもっと小まめに行ったほうがいいですよとか、そういった診療ができるという大変、メリットがあると思います。

ただし、このインターネットの回線を専用回線ではありますけれども、それを使うということでは、全く安全な、情報管理上全く完全とは言えないというところがデメリットではないのかなというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 担当者は問題点をきちんとつかんでいると思います。ですから、そういうデメリットと言われる危険性を回避するためのできる限りの体制、それともう一つは本人が情報を開示することになりますから、その本人に対するきちんとした説明ですね、これは大体、お医者さんが行うと思うのですけれども、それをやっていただきたい。

それともう一つは、始めたところでちょっと今、看護も困っているというか、どうしたらいいでしょうと逆に言うようなニュアンスで言われたのは、交通事故のような緊急時の場合、本人は意識がない、家族はその場に来れない、そういう状態で本人の承諾なしにやっていいのだろうかとか、だけど実をいうとそのときが一番そういう情報が役に立つのだと、こういうような話がありましたよね。これは、刑法でいうところの緊急避難、それが適用される典型例だと思いますので、そんな問題はないだろうと。

やはり、病院としてはそういう場合にはこうするという、一つの基準みたいなものを、作っておくことでいいのではないかなというような気がいたしますので、これは余計なことですけれども、そんなことを思いました。よろしくお願ひしたい。

それと、こういうものは、こういうことを始めるのですということとは、やはり町民に

きちんとPRしてほしいですね。これは町立病院はこういうシステムをつくっているのだということになりますのでよろしくお願いしたい。

それと、またこのメディネットたんちょうと別な話なのだけれども、私が提言した、要するに厚岸町、浜中町、厚岸町の町立病院が持っているテリトリーの中だけでも投薬情報などが、そこにいるお医者さんや歯医者さんや、そういう関係者の間で共有するシステムをやはり目指していただきたいと、そのように思っていますので、今日、明日につくれと言ってもこれは無理ですから、目指していただきたいと思います、その点もいかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町立病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） そうですね、システムの内容の説明ですね、患者に対する説明は医師がまず行くと、これは十分に行って、これは同意を得なければなりません。署名をいただくということになりますので、そのように進める必要があると思います。

それから、交通事故等、緊急な場合、これは電子データにかかわらず、もう既にCDで送ることになっておりますので、これは命にかかわるということで、おっしゃるとおりの対応をこれまでと同様に行うという形であります。

それから、PRについて、院内含めてこういった対応をするという話を今後、当然、広報していかなければならないと、できれば今後、電子カルテがどんどん普及していきますので、診療所もそうなりますので、その厚岸、厚岸だけということではなくて、釧路管内全部、今回このメディネットというのが大きな病院だけでなく、診療所レベルで広がることを私もぜひ期待し、将来的な長期的な展望でいえば全国の医療機関がこれに加盟する、あるいは医療機関だけではなくて福祉機関、いろいろな機関がここにつながるというのが理想ではないかなと、このように考えております。

●議長（音喜多議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

ここで、発言の訂正の申し出があります。

これを議題として進めます。

先ほど、8番、竹田議員の一般質問のうち、発言の一部を訂正したい旨の申し出があります。

会議規則64条の規定により、発言の訂正の許諾は議長の議事整理権でできることになっておりますので、これを許したいと思います。

8番、竹田議員。

●竹田議員 議会の時間を割くようなことをまずもって謝りたいと思います。

その上で、発言の訂正を求めたいと思います。

一般質問の中で、阿部課長に答弁していただいた後に漁業協同組合●●●●は泥の浚渫というか、回収、泥を取りたいという話をしていましたということを申し上げました。その上で質問した中で、その漁業協同組合●●●●という、その部分を一理事者が言ったというふうに訂正をさせていただきたいと思います。

理由については、後々●●●が言った言わないということで、ご迷惑を個人的におかけするということになろうかと思えます。というのは、個人的にお話を２人でしたことの上での話だったので、それは●●●として言ったのかどうなのかということが定かではないというふうに私も理解をしたので、そういうことで訂正をさせていただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

●議長（音喜多議員） 以上で、発言の訂正についてを終わります。

以上で、本定例会に通告ありました６人の一般質問を終わります。

以上、竹田議員からの発言の訂正の申し出を皆さんにお諮りして、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

以上で、発言の訂正についてを終わります。

●議長（音喜多議員） ただいま８番、竹田議員から漁業協同●●●との発言を一理事者に訂正することを許可します。

以上で、発言の訂正を終わります。

●議長（音喜多議員） 以上で、本定例会に通告ありました６人の一般質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第５、議案第４６号 副町長の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狹町長） ただいま上程いただきました、議案第４６号 副町長の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由を説明いたします。

本年９月１６日をもって任期が満了する大沼隆、厚岸町副町長を引き続き、副町長に選任するため、地方自治法第１６２条の規定により、議会の同意を得たく提案するものであります。

住所、厚岸郡厚岸町光栄３０１番地。

氏名、大沼隆。

生年月日、昭和２８年６月１３日、性別、男。

職業、地方公務員であります。

また、次のページに職歴を記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期については、地方自治法第１６３条の規定により、本年９月１７日から平成３０年９月１６日までの４年間であります。

以上、簡単な説明ですが、ご同意を賜りたく、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、
原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第6、議案第47号 固定資産評価審査委員会委員の選任に對する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狹町長） ただいま上程いただきました、議案第47号 固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由を説明いたします。

本町の固定資産評価審査委員会委員であります佐々木薫氏は、本年9月18日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任しようとするものであり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得たく提案するものであります。

住所、厚岸郡厚岸町片無去860番地2。

氏名、佐々木薫。

生年月日、昭和26年11月25日、性別、男。

職業、農業であります。

また、次のページに職歴を記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期については、地方税法第423条第6項の規定により、本年9月19日から、平成29年9月18日までの3年間であります。

以上、簡単な説明ですが、ご同意を賜りたく、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 4 時39分休憩

午後 4 時43分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

ここで、発言の訂正の申し出があります。

先ほどまで一般質問を行ってありました、12番、室崎議員より、発言の一部訂正の申し入れがあります。

会議規則64条の規定では、発言の訂正の拒否は議長の議事整理権でできることになっておりますので、これを許したいと思います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 貴重な時間をまことに申し訳ございません。

先ほど、私の一般質問の最中に●●●●●●という言葉を使ってしまったようで、同僚議員から指摘を受けまして、大変、申し訳なく思っておりまして、その6文字を蚊帳の外という5文字にかえていただきたいと、どうかよろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） ただいまの室崎議員の発言中、●●●●●●との発言を訂正し、蚊帳の外と訂正することを許可いたします。

以上で、発言の訂正についてを終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第7、議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（會田総務課長） ただいま上程いただきました、議案第48号 北海道市町村職員

退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について、その提案理由と規約変更の内容をご説明いたします。

北海道市町村職員対処手当組合は、組合市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するために、道内の市町村及び一部事務組合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など、組合を組織する団体の協議によりこれを定めることとしており、同法第290条の規定により、その協議について議会の議決を求めるものでございます。

このたび、協議をいただく内容は根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することに伴い、当該退職手当組合を組織する地方公共団体の数をふやすこと並びに規約第3条の規定により、組合を組織する地方公共団体を定める別表の一部を変更することとあります。

なお、これから行う規約案の説明につきましては、議案書により行わせていただきますので、別にお配りしている議案第48号 説明資料の新旧対照表につきましては、参考としてあわせてご参照いただきたいと思います。

議案書の17ページをごらんください。規約変更の内容であります。

別表の根室の項中、中標津町外2町葬斎組合を中標津町外2町葬斎組合、一つ空欄をつくりまして根室北部廃棄物処理広域連合に改めるものでございます。

附則であります。この規約の施行日であります。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとし、北海道市町村職員退職手当組合を組織する関係地方公共団体等の全ての議会で議決が得られた場合、当該組合において総務大臣の許可を受けるための事務手続きをすることになりますが、その許可を受けた日からこの規約を施行することとするものでございます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第8、議案第49号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） ただいま上程いただきました、議案第49号 辺地に係る総合整備計画の変更について、その提案理由を申し上げます。

太田辺地については、平成26年第2回定例会において議決をいただき、現在、平成26年度から30年度までを計画期間とする総合整備計画を有しております。

しかし、太田地区活性化施設整備事業において、工事管理委託料や備品購入費などの必要性が生じたことで、現計画の事業費及び辺地対策事業債の予定額では、不足することから、計画変更が必要となったものであります。

なお、本件につきましては、平成26年8月14日付をもって、北海道知事から計画変更に対して異議がないとする回答を受けておりますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、当該計画の変更について、町議会の議決を得るべく、本定例会に上程するものであります。

議案書19ページをごらんください。太田辺地であります。変更となるのは3、公共的施設の整備計画の表のうち、集会施設の太田地区活性化施設整備事業における事業費、財源内訳、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額であります。

変更前の金額を括弧書きしておりますが、事業費については3億1,320万円を3億3,095万7,000円に、財源内訳の特定財源については変更なしの1億5,410万円であり、一般財源については1億5,910万円を1億7,685万7,000円に、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額については1億5,410万円を1億6,150万円にし、これに伴い合計欄の金額も変更するものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（なし）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第9、議案第50号 平成25年度厚岸町病院事業会計資本剰余金の処分についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

- 病院事務長（土肥事務長） ただいま上程いただきました、議案第50号 平成25年度厚岸町病院事業会計資本剰余金の処分について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。議案書は20ページであります。

地方公営企業法の一部改正が行われ、予算、決算の会計処理等の取り扱いが変わったことにつきましては、本年2月の議員協議会において、水道課とともに、その改正要旨の説明を行ったところでありますが、そのうち、資本制度の見直しについては、平成24年4月1日より施行となっております。

これに伴い、平成25年度の病院事業会計決算処理において、法施行から初めて資本剰余金の処分が発生しましたので、地方公営企業法第32条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案の内容についてであります。

平成25年度厚岸町病院事業会計において、補助金をもって取得した資産（取得に要した価格からその取得のために充てた補助金の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価、または帳簿価格とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分）の除却により発生する損失について、補助金を源泉とする資本剰余金15万円をもって補填するものとする内容であります。

具体的には、一般会計補助金により、平成8年度に取得した機械備品、トレーニングマシンを平成25年度に更新したので、この古い備品を廃棄したことに伴う損失補填であります。

以上、大変、雑駁な説明であります、ご審議の上、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。
9番、南谷議員。

- 南谷議員 ただいま説明受けましたので、今年度から初めての剰余金処分ということで、それで内容についてはただいま説明がありましたのである程度、理解をさせていただいたのですが、その補助金を源泉とする資本剰余金15万をもって補填するとなっているのですが、この資本剰余金の動きというのですか、幾らあったものの中から今回15万を拠出するのか、残高幾らになるのか当然、出てくると思うのですが、総体数字というのはまだ、ちょっと理解していないので、その辺の数字について説明を求めますし、この今回の15万、減価償却するわけで、この内容、何と何処理をしてこれだけの数字になったのか、それから新たに当然、処分をするのですが、何を処分したおかげでこういうのが発生したのだけれども、新たに業務をしているわけですから、これに伴う、新たなものを購入していると思うのです。何々を買ったから、今回、これを処分すると、それとも必要がなくなったからこの15万を資産処分してこうなったのか、その辺についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 4 時55分休憩

午後 4 時56分再開

●議長（音喜多議員） ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、議案第57号が終了するので、あらかじめ会議時間の延長を行います。

病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） まず、この資本剰余金、資本の取り崩しにつきましては、今まで、法が改正する前までは、決算書の中で金額を表示するだけで、認定を受けた時点でその処分が済んだという制度でありました。

それで、総額につきましては、前年度末が11億9,542万1,418円のうち、この資産の除却に伴う分15万円を除却して12億7,161万3,418円になります。この額につきましては、決算書の10ページにその他資本剰余金の当年度変動額として記載されておりますので、後ほど、そちらを参照していただければと思います。

それと、これはトレーニングマシン、これはリハビリで治療を行うペダルと腕と動かす機械ですが、同じく25年度にそれを入れ替えております。それも決算書の3ページの資産取得の概況の中に同じくトレーニングマシン、今回は84万円ですけれども、その取得状況が載っております。この取得更新を行ったことで、平成8年当時、病院ができた当時に入れておりましたこのトレーニングマシン、古いやつ、これを除却して資本剰余金のほうからの手当てを買っておりますので、これを取り崩すということでありま

す。

減価償却費についての話をされておりましたけれども、その法改正されるまではみなし償却といいまして、一般会計から補助金を得た部分については減価償却を行わなくてもいいということになりました。どちらでもやれるということで、町立病院ではやっておりますでした。

ですから、ずっと帳簿上には15万円がずっと載っておりましたが、それがもう価値がなくなって除却しましたので、資本剰余金を取り崩して資産も落とすと、それで帳尻が合うということの、この議決をいただくことになるというところでございます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第10、議案第51号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（松見建設課長） ただいま上程いただきました、議案第51号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書21ページをお開き願います。

議案第51号 工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

仮称、松葉地区まちなか団地は、町営住宅有明団地の老朽化による移転建てかえ、松葉地区の空き地活用によりまちなか居住を進め、まちなかの活性化を図る目的で、平成22年度から整備を進めており、平成25年度に国の社会資本整備総合交付金事業により、国から2分の1の交付金を受け、実施設計を行っており、松葉地区まちなか団地として2棟目の建設工事を行い、平成27年3月から供用開始しようとするものであります。

今回、契約の内容であります、1として工事名、仮称、松葉地区まちなか団地建設工事（建築主体）。

2として、工事場所、厚岸町松葉3丁目107番、108番、109番、110番、111番。

3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外を含め7社の参加によるものです。

4として、請負金額、金6,264万円也。

5として、請負契約者は、厚岸郡厚岸町白浜4丁目156番地、マル勢影本工業株式会社であります。

22ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要、建築工事ですが、木造平屋建て、延べ床面積は289.21平方メートルで、1棟4戸となっております。

所要室ですが、各住戸ごとにポーチ、風除室、物入れ、玄関、居間、台所、洋室1、洋室2、洗面脱衣室、浴室、便所、物置、燃料庫となっております。

2、工期ですが、着工は契約締結日の翌日。完成は、平成27年2月23日までとするものであります。

3、参考図面として、位置図、配置図、平面図、立面図は別添、説明資料のとおりです。

23ページと24ページをごらんください。23ページは位置図、24ページは配置図でございます。建設位置ですが、24ページの配置図にありますとおり、図面の下が松葉町通り、図面左側が松葉町横11の通りに接する角地で、網掛け部分が建物の建設位置になります。

敷地への出入りは、主として、配置図下側に表示してあります松葉町通りからり歩道、車通路となります。

25ページの平面図をごらんください。下段に、図面左側から住戸番号を1号、2号、3号、4号としておりますが、すべて同じタイプですので、1号を例に所要室を説明させていただきます。

左側の1号をごらんください、所要室であります。左下側にポーチ、ポーチ左側に物置、燃料庫、ポーチ右側に風除室、物入れ、風除室上が玄関、玄関から居間、台所へ入りますと、右側に洋室1、洋室2、居間、台所の下側に洗面脱衣室、便所、浴室が設けられております。

26ページと27ページには、立面図を添付しておりますので、参考としてごらんください。

今回の工事内容につきましては、直接仮設工事と事業工事、鉄筋型枠、コンクリート工事、防水工事、木工事、屋根、板金工事、金属工事、左官工事、建具工事、塗装工事、内外装工事、仕上げユニット工事、外構工事の一式工事となっております。

なお、外構工事の主な施設につきましては、再び24ページの配置図をごらんいただきたいと思います。建設建物下側に駐車場4台、敷地内通路、車通路、歩道の整備と緑地の整備であります。

なお、お手元に参考資料といたしまして、9月2日に執行しました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上……なお、議案第51号 説明資料に表示の誤りがございました。大変、申し訳ございません。

議案書の23ページ、位置図でございます、申し訳ございません。それで、松葉3の建設地の松葉3、下から1、2、3、また松葉1となっております。すみません、この1が松葉4、訂正願います。大変申し訳ございません。

以上で終わります。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第11、議案第52号 特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました、議案第52号 特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

さきに行政報告をさせていただきましたとおり、特別養護老人ホーム及び在宅老人デイサービスセンター管理職員等における労働関係法規労務管理制度の認識不足により行われていた、両施設臨時職員への不適正な年次有給休暇の付与、特別養護老人ホーム介護職員への代休日の未付与及び当該介護職員の夜間勤務における仮眠時間の誤った解釈による運営、運用を承知することなく放置してきたことにより、厚岸町職員として勤務されていた方々に多大な不利益を与えるとともに、その不利益に対する給与または賃金未払い金の支給に際し、4,700万円を超える多額の予算補正を生じさせることになり、あわせて町政に対する町民の皆さんの信頼を著しく損ねてしまうことになりました。

このことから、町政を預かる責任者として、また職員を管理監督する責任者として深く反省をし、改めて皆様方におわび申し上げますとともに、今後、同様の事態を起こすことがないように、自らを戒めるため、特別職の職員の給与に関する条例第3条に規定している私と副町長の給料を10月から2カ月間、100分の10を減額して支給しようとするものであります。

重ね重ね、町民の皆様には深くおわびを申し上げまして、議案第52号の提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議の上、可決いただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第12、議案第53号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（會田総務課長） ただいま上程いただきました、議案第53号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

初めに、条例の提案理由について、提案にかかる背景も含めて申し上げます。

国や北海道は、地域における医師不足の状況にかんがみ大学医学部定員の増枠や本州から道内への医師の招聘強化にかかる首都圏での専属職員の配置を行うほか、道内官民を問わず病院間で医師の支援を行う医師人材バンクへの登録、派遣活動の強化を図るなど、さまざまな医師確保対策を講じております。

しかし、このような対策が講じられているにもかかわらず、現状では平成16年に行われた医師研修制度の見直しによって、今なお、首都圏とその周辺の大病院への若手研修医師の偏在が続き、地方の大学、医学部における医師不足がますます顕著になっているところであります。

また、こうした引き続き医師不足によって、国が示す標準指数を下回る病院が数多く存在しており、道内の自治体においては病院運営イコール医師確保が直接、町づくりにも多大な影響を及ぼすとして、町ぐるみでさまざまな取り組みを行っているところも少なくありません。

ご承知のとおり、町立厚岸病院においても常勤医師の確保が極めて困難な状況が続いており、10月からの外科医採用があってもなお、1名の医師が不足している状況であります。

厚岸町にとって町民の命と健康を守る町立厚岸病院を存続させていくためには、安定した医師の確保が重大な課題であります。また、平成24年8月に実施した総務省の地方公営企業アドバイザー派遣事業における専門家による経営指導では、改善すべき事項の中でも医師の確保が最も重要であり、そのための処遇改善、常勤医師が継続して勤務できる充実した環境づくりが必要との提言を受けていること。

本年3月に実施された町民満足度調査では、医療機関、医療体制の充実が今後の重要度の項目中、町民が望む施策で2番目に高かったことから、医師確保は最優先に取り組まなければならない施策の一つであります。

こうした背景を踏まえ、厚岸町が取り入れる医師確保対策の中でも、処遇改善にかかわる給与の見直しが必要急務であると考え、釧路根室管内公立病院常勤医師の給与体系を比較した上、医師本人への処遇改善の効果と現在、勤務している医師との均衡を考慮するとともに、病院経営上の負担が最小となるよう、医師給与の各項目を検討した結果、共済費などに直接連動し、病院の負担増につながる給料月額を現行のまま据え置き、特殊勤務手当として支給している医学研究業務手当を引き上げることが適当であるとの結果に至りましたので、このたび職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を提案するものでございます。

次に、その給与の見直しにかかわる条例の改正内容について申し上げます。なお、説明は議案書より行わせいただきますので、別に配付しております議案第53号 説明資料の新旧対照表につきましては、参考としてあわせてごらんいただきたいと思います。それでは、議案書の29ページをごらん願います。

第8条第2項に規定している、町立厚岸病院に勤務する医師に支給する医学研究業務手当の上限額を月額55万円から15万円引き上げ、月額70万円に改めるものであります。

次に、医学研究業務手当の実際の支給額を定めている規則の改正内容について申し上げます。

説明は、資料としてお配りしている職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則、新旧対照表により行わせていただきます。新旧対照表をごらんください。

まず、このたびの改正では、現行、条例第7条第2項の夜間業務手当と条例第8条第2項の医学研究業務手当の額を定めている規則第2条の表を削り、附則の次に、これら二つの手当の額とその支給方法を定める別表を新たに加えることとしております。

実際の医学研究業務手当の支給額については、現行、第2条の表で定めていた手当の額を院長職で2万円、副院長職と医長職で1万円、それぞれ職責を考慮した引き上げ改正を行った上、これを基本額とし、それに加算額を新たに加え、当該手当を2区分に大別し、その二つを合算したものとしております。

加算額については、町立厚岸病院における勤務年数を1年以内から5年以上までの5区分で設定した上、それぞれの区分に応じて定める支給割合を乗じて得た額とし、医師としての経験年数とあわせ、町立厚岸病院における地域医療への貢献度をより反映させる内容としております。

また、院長以外の医師が当直勤務を免除されたときは、加算額を2分の1に減じた額とすることをただし書きで規定しております。

なお、このたびの改正により、全ての医師の処遇改善が図られることはもちろん、現行では最低額の医師と最高額の院長との差が7万円であったものが、最高支給額を67万円、最低支給額を49万円とすることで、差額が18万円にまで広がることで、先ほど申し上げた職責や勤務貢献度がより反映された内容になると考えております。

以上が改正の内容であります。

議案書の29ページにお戻りください。

附則であります。この条例の施行日については、給料の昇給日にあわせ、平成27年1月1日から施行しようとするものであります。

なお、このたびの条例改正に伴う予算補正につきましては、改正条例及び改正規則ともに来年1月1日からの施行であることから、次回10月時の病院事業会計補正予算に計上することとしておりますので、ご理解願います。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第13、議案第54号 厚岸町生活福祉資金等利子補給条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） ただいま上程いただきました、議案第54号 厚岸町生活福祉基金等利子補給条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容のご説明を申し上げます。

次代の社会を担う子供の健全な育成を図ることを目的に次世代育成支援対策の推進、強化とひとり親家庭に対する支援施策の充実、主な改正点とした次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が、平成26年4月23日に公布され、この法律において、ひとり親家庭への支援体制の充実や支援施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大を主な改正点として、母子及び寡婦福祉法が改正され、平成26年10月1日に施行されることになりました。

当町におきましても、この改正に伴い、同法中の規定を引用している厚岸町生活福祉基金等利子補給条例、厚岸町立保育所条例、厚岸町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び厚岸町知的障がい者援護施設費用徴収条例について改正する必要が生じたことと、一部文言の整理を行うため、条例の一部改正を行うものであり、改正趣旨が同じであることから、これら四つの条例を4条からなる一つの改正条例として提案するものでございます。

議案書30ページをごらんください。

議案第54号 厚岸町生活福祉基金等利子補給条例等の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、別紙、お手元に配付させていただいております、議案第54号説明資料厚岸町生活福祉基金等利子補給条例等の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。

第1条は、厚岸町生活福祉基金等利子補給条例の一部改正であります。

この条例の第2条は、本条例中の用語の定義を規定しており、同条第1号オの改正は、法律の題名が母子及び寡婦福祉法から、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められたことから、引用部分について改正後の法律名とする改正と、引用条番号及び字句の改正をするものであります。

同条第2号イの改正は、法律の題名の引用部分について、改正後の法律名とする改正と、同法において父子家庭に対する福祉の措置として、父子福祉資金の貸付条項が新たに設けられたことから、これを追加するものであります。

第2条は、厚岸町立保育所条例の一部改正であります。この条例の別表は、保育所徴

収金額を規定しており、同条備考の改正は法律の題名が母子及び寡婦福祉法から、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められたことから、引用部分について改正後の法律名とする改正と同法において新たに配偶者のない男子にかかる定義が規定されたことから、同法に即した規定に改めるものであります。

第3条は、厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正であります。

第2条は、本条例中の用語の定義規定で、同条第2項は、ひとり親家庭等の母、または父及び児童の定義規定となっており、第1号から第3号において、母、父、児童の定義をそれぞれ規定しているものであります。

母について定義規定している同項第1号の改正は、法律の題名が母子及び寡婦福祉法から、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められたことから、引用部分について改正後の法律名とする改正と、生活保護法の次に法律番号を加えるものであります。

父について定義規定している同項第2号の改正は、これまで母子及び寡婦福祉法において、父子家庭の父については母等として規定されていたことから、父の定義について、父子家庭であって、ひとり親家庭の母に準ずる男子と規定しておりましたが、今回の母子及び寡婦福祉法の改正により、父子家庭の父に関する規定が明確化されたことから、その内容に変更はないものの、母の定義と同様に父の定義についても改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法から引用し、規定の整備をするものであります。

第3条第1号の改正は、第2条第2項第1号で生活保護法の法律番号を加えたことにより、この号の法律番号を削るものであります。

第4条は、厚岸町知的障がい者援護施設費用徴収条例の一部改正であります。

この条例の別表第2は、扶養義務者費用徴収基準を規定しており、同条備考の改正は、法律の題名が母子及び寡婦福祉法から、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められたことから、引用部分について改正後の法律名とする改正と、引用条番号及び項番号の改正、さらに同法において新たに配偶者のない男子にかかる定義が規定されたことから、同法に即した規定に改めるものであります。

議案書31ページにお戻りください。

附則であります。改正後の条例は、母子及び寡婦福祉法の改正の施行日にあわせ、平成26年10月1日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

9番、南谷議員。

●南谷議員 今回の改正で本町の対象者の対象人数というのですか、実際に発生するのかなのか。それから、もしいるとすれば、その影響額というのは総体で幾らぐらいになるのか試算をされておられますか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

私のほうからは、厚岸町生活福祉金等利子補給条例と厚岸町立保育所条例、それと厚岸町知的障害者援護施設費用徴収条例、この3本についてご説明したいと思います。

改正内容でもご説明したとおり、この条例の中身が変わるものではございませんので、対象が変わったというものではございません。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 私のほうからは、第3条である厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例、この関連でございますけれども、保健福祉課のほうと同じく内容については変わるものではございませんので、対象人数についても今までと同じとおりということで、金額についても何ら変わるものでもございません。

●議長（音喜多議員） 9番。

●南谷議員 今回の僕なりに理解をしたのですけれども、今回の改正で男性の方も父子といるのですか、そういう対象者の処遇改善だという改正というふうに理解をさせていただいたのです、単純に。それが合っているかどうか分からないのですけれども、そうすると厚岸町でそういう対象者というのはいるのかいないのか、それによって影響はどんなだろうというふうに捉えたのですけれども、それは全くないのでしょうか、そういう見解というのはいりませんか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 例えば保育所の条例であれば、当然、その対象となっている方が実際におります。その方については変化がないということでございます。

内容の説明でもお話ししたとおり、引用する法律の名称が変わったという内容でございますので、厚岸町の条例が、この4本の条例の内容が変わったということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 9番、いいですか。

ほかございませんか。

8番、竹田議員。

●竹田議員 別表の2のところで、この一番下の（2）の母子及び父子並びに寡婦福祉法というふうにあるのですけれども、改正前も寡婦福祉法と書かれているのですけれども、母子及び父子というのは、要は寡婦というのは、離婚並びに死別した場合に男やもめ、女やもめ、昔でいうと、そういう言い方であるのですけれども、これは別にやらしい言い方でもなく、普通の意味ですよ、やもめというのは、何ら変な意味でも何でもない

ということなのですからけれども、寡婦福祉法の中の婦というのは、これは女性の方の婦なのです。男やもめになった場合も寡夫というのですよね、女の人のおときも寡婦というのですけれども、なぜこの福祉法については女性の方の婦を用いたのか、この辺の意味がわかれば教えてください。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 5 時33分休憩

午後 5 時33分再開

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 済みません、寡婦の定義でございますけれども、母の場合の寡婦でございますけれども、こちらのほうは死別、もしくは離婚した場合も寡婦になるのですけれども、離婚、死別ともに扶養家族のいるもの、これが寡婦になります。死別した場合につきましては、所得の制限とかあるのですけれども、扶養のない場合についても寡婦というふうになってございます。

父の場合でございますけれども、父のほうの寡夫の場合は、扶養のある者のみ、これが寡夫という定義になってございまして、父と母でこの部分が違いますので、使い分けが出てきているということでございます。

父でございませんでした。夫でございました、訂正させていただきます。

●議長（音喜多議員） 8 番、竹田議員。

●竹田議員 そういう寡婦という使い方の意味を聞いているのではなくて、なぜこの寡婦福祉法という言葉を使った場合に、寡婦福祉法の婦はなぜ婦人の婦なのですか。どうして、その婦人の婦を使われるようになったのか、その意味を聞きたいのです。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 5 時35分休憩

午後 5 時36分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第14、議案第55号 厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） ただいま上程いただきました、議案第55号 厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容の説明を申し上げます。

定期予防接種は、予防接種法に基づき各市町村が実施しており、予防接種法に基づかない予防接種は任意に行う予防接種となります。

この定期予防接種は小児を対象として集団予防に重点が置かれ、予防接種の努力義務があるA類疾病と個人予防に重点が置かれ、予防接種の努力義務がないB類疾病に区別されております。

小児のポリオやBCGなどのA類疾病では、個別勧奨を行い無料で予防接種を実施しておりますが、高齢者のインフルエンザであるB類疾病では、個人の予防に重点が置かれており、一部負担金を徴収して、予防接種を実施している状況となっております。

国では、これら定期予防接種について、平成26年7月2日公布の予防接種法施行令の一部を改正する政令において、A類疾病には水痘、いわゆる水ぼうそうが追加され、B類疾病には高齢者の肺炎球菌感染症が追加され、平成26年10月1日から施行されることとなりました。

厚岸町においては、追加された予防接種を10月1日から行うとともに、現在、予防接種の費用の一部を徴収しているB類疾病のインフルエンザ同様に高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種についても、予防接種の費用の一部を徴収することとし、厚岸町予防接種費用徴収条例において必要な改正を行うものです。

なお、定期予防接種となる高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の対象者は、65歳の者と60歳から65歳で内臓機能障害の者となっておりますが、予防接種法施行令の一部を改正する政令において、経過措置が設けられており、平成27年3月31日までの間は65歳の者については65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上の者となっております、平成27年4月1日から、平成31年3月31日までの間は、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の者が対象者となっております。

また、厚岸町が平成24年度から独自に実施してきた高齢者肺炎球菌ワクチン費用の助

成事業では、70歳以上の方を対象としていることから、70歳以上の方で定期予防接種の対象外となる方については、助成事業の対象とすることで疾病予防を推進できるよう、関係規則の整備をこれにあわせて行いたいと考えております。

議案書32ページをごらんください。

改正内容につきましては、別紙お手元に配付させていただいております、議案第55号厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。

第1条は、法律改正に伴い、引用条番号の改正と町が行うB類予防接種に肺炎球菌感染症の予防接種を追加するものです。

第3条は、追加した肺炎球菌感染症予防接種の費用徴収額をこれまでのインフルエンザと併記し、定めるものです。

徴収額は現在、予防接種費用7,960円の半額である3,980円で、これまで町が行ってきた肺炎球菌ワクチン費用助成事業の自己負担分である半額を踏襲する額です。

第5条は、予防接種の対象者について、改正後の予防接種法施行令を引用し定めるもので、65歳の者及び60歳から65歳までの内臓機能障がいのある者を対象とする規定です。

議案書32ページにお戻りください。

附則であります。附則第1項は施行期日で、この条例は平成26年10月1日から施行するものであります。

附則第2項は経過措置であります。平成26年政令第247号予防接種法施行令の一部を改正する政令において、対象者にかかる経過措置が設けられており、平成27年3月31日までは、第5条の対象者に予防接種の受ける年度において70歳から100歳までの5歳刻みの節目年齢の者及び100歳以上の者を加える規定です。

附則第3項は、同じく対象者の経過措置となっており、平成27年4月1日から、平成31年3月31日までの間は第5条の対象者に予防接種を受ける年度において、70歳から100歳までの5歳刻みの節目年齢の者を加える規定です。

なお、平成31年4月1日以降の対象者は65歳の者と60歳から65歳までの内臓機能障害のある者だけが対象者となります。

また、水痘と肺炎球菌の予防接種が定期予防接種に追加されることによる影響額は、徴収する金額で19万1,000円、歳出においては予防接種委託料など335万4,000円で、本定例会において補正予算に計上させていただいているところでございます。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第15、議案第56号 厚岸町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

- 産業振興課長（阿部課長） ただいま上程いただきました、議案第56号 厚岸町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明いたします。

議案書34ページをお開き願います。

厚岸町における新規就農者対策については、厚岸町に関係する三つの農協との協議を踏まえ、平成3年に厚岸町新規就農者誘致条例を制定し、対策を図ってきたところ、これまでに本条例を活用し4戸の新規就農者が就農しておりますが、平成14年の新規就農を最後に11年間、新規就農者がいない状況が続いております。

反対に、離農者は最近に限っても昨年秋以降、3戸が病気を理由に離農しており、新規就農者の確保は喫緊の課題となっております。

このため、釧路太田農協では新規就農者の確保に係る取り組みにより一層力を入れることとして、農業委員会と協力し、札幌や東京で行われる新農業人フェアにブースを出店し、新規の就農希望者へのアピールを図ることや、酪農ヘルパー組合で働くヘルパーに就農を呼びかけるなどの取り組みを行ってきているところであります。

しかし、新たに就農するための初期投資額が数千万円と大きいことを初め、酪農の経営環境が厳しい状況にあることなどから、新たに酪農業を目指す新規就農希望者数は非常に少ない状況にあります。

この希望者が少ない中、就農実績は釧路、根室管内では研修牧場を有している浜中町と別海町の2町での就農が大半を占める状況にあり、新規の就農希望者は研修牧場や奨励金等の支援内容等、優位な条件を持っている市町村を綿密に選択している状況が伺えます。

当町においては研修牧場を有していないため、新規就農者へのアピールは本条例による奨励金等の支援内容となりますが、他町村に比して優勢がないため興味を持ってもらうことが難しい状況にあります。

また、本条例では、奨励金の対象となる農場リース事業が国の予算を伴う農業公社が行う事業となっているため、離農者から新規の就農希望者へタイミングよく引き継ぐことができない場合もあるため、釧路太田農協から支援内容の拡充を強く求められている状況にあります。

以上のことを踏まえ、町として基幹産業の一つである酪農業の維持、発展に必要不可欠な新規就農者の確保を図るため、厚岸町新規就農者誘致条例の一部改正を行うもので

あります。

議案の内容につきましては、別途、お手元に配付しております議案第56号説明資料、厚岸町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明させていただきます。

議案第56号説明資料をごらんください。初めに、第2条第1号の改正であります、改正に当たって、前文を確認したところ、酪農経営計画の規模、要点をあらわす文言に誤りがあったことから、字句の整理を行うものであります。

次に、第6条第1号の改正であります、これまでは、この号において農用地及び農業用施設等の賃借契約を締結している機関等における賃貸料の2分の1及び固定資産税額分3年間分の奨励金を交付する規定となっておりますが、前者と後者とわかりやすく、それぞれ第1号と第2号に分けて規定するものであります。

あわせて、これまでは対象となる事業名のみを規定しておりましたが、それぞれの事業主体と事業名を明記して規定するものであります。

また、新たにウと加えたのは、前段でも説明しましたとおり、国の予算が伴わず、かつ離農者から新規就農者へ引き継ぐタイミングを考慮し、農協が行う農場リース事業に対しても奨励金等を交付しようとするものであります。

さらに、新たにエとして規定した根拠法は、従前の農用地利用増進法から農業経営基盤強化促進法と改めておりますが、その理由は、平成5年にこの事業の根拠法の題名の解消に伴い規定されたことによるものであり、これまでの間、これに気づかず改正をしていなかったことをおわび申し上げます。

次に、第3号を第4号に繰り下げ、第2号の改正は、第1号で施設等の説明を規定したことによる文言の改正と利子補給率について、近年の動向を踏まえて改正し、この号を第3号に繰り下げるものであります。

なお、利子補給に関する改正につきましては、本条例制定時の趣旨を踏まえ、隣町との均衡を図ったものであります。ただし、現在、実質的な利率に関する農家負担はゼロとなっており、現在のところ町の予算に影響が出るものではありません。

次に、第2号として新たに固定資産税の額を限度とする奨励金について規定し、これまでの支援期間を同様の理由により3年間から2年間延長するものであります。

次に、従前の3号の趣旨については、条例制定時の内容を確認したところ、第6条本文に規定している奨励金等のほかに、優遇措置を講ずるとの趣旨であり、現行の規定はその趣旨にそぐわないものと確認したところであります。

そのため、第4号として、制定当時の議会の意志を斟酌し、町長が特に必要と認めたものについては、奨励金等のほか、規則で定めるところにより必要な支援を講じるものであります。

なお、この新規就農者に対する支援は、この条例施行規則において、新規就農準備金としてこれまでは基本額50万円、配偶者以外の同居に親族がいる場合は加算額1名につき10万円を交付することとしておりましたが、今般、1経営体当たり200万円と改正し、1経営体分について、このたびの補正予算に計上させていただいております。

条例に基づく奨励金等につきましては、現段階では金額が確定しておりませんので、確定次第、12月以降の補正予算に計上したいと考えております。

また、参考資料として釧路管内の新規就農者に対する支援助成内容比較表を配付しておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

議案書35ページにお戻りください。

附則であります、この条例は、平成26年10月1日から施行したいとするものであります。

以上、まことに簡単な説明であります、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

2番、大野議員。

●大野議員 ただいま説明あったのですが、就農準備金のところで、今まで1経営体50万と、その家族加算で1人10万円を廃止して、1経営体当たり200万円と、これの1回限りなのですか、1年間、それを何年かと、ちょっとあやふやだったのもう1回、ご説明願います。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 1回限りでございます。

就農準備金ということでございますので、就農される段階で交付をしたいということで、通常50万円プラス10万円ということをして200万円というふうにさせていただいたということでございます。

●議長（音喜多議員） いいですか。

2番、大野議員。

●大野議員 管内の一覧表を見て、厚岸町はこれだけやっているぞと見せつけているような資料だと思うのですが、よくここまで、多分、太田農業共同組合と協議しながら決めたのだらうと思うので、いずれにしてもこの新規就農、今、釧路太田農協で組合員になった方おられます、不利益を被らない形でぜひ支援してやっていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 今回のこの改正案につきましては、やはり管内の中で一番のレベルを確保したいということでお願いをいたしまして、今、やはり奨励金では浜中町が一番のような支援を持っております。

それから、準備金では鶴居村というようなことで、この部分で何とかそういういい条件にしたいということで初めておりますので、これも農協のほうと相談をしながら、新たな方に対してのものということで進めていきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） いいですか、ほかございませんか。

9 番、南谷議員。

●南谷議員 私も一般質問した関係で、当時、質問した内容が満額回答ということで改め感謝を申し上げます。

せっかくいただいた資料なのでございますが、この厚岸町の比較内容の表なのですが、これも、これ旧表なのですよね、利子補給3.5になっているのですよ。せっかく満額回答してくれたのだから、太字で新しく改正したところを明記してもらわないと、古いままなのです、これ。比較できないのですよ。

ですから、後日、皆さんにせっかく改正した部分を一番前に列記して出していただければありがたかったなと思いますので、今とは言いません、会期中にぜひ、比較できるように、厚岸町の部分が、むしろこれは小さくてもいいのです旧だから、そういうことでこれからも大野議員も私以前に一般質問されておりましたし、今後も実際にその新規就農にしっかり着手していただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 大変申し訳ありません。

明日までに用意させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

●議長（音喜多議員） 9 番よろしいですか。

ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第16、議案第57号 厚岸町漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） ただいま上程いただきました、議案第57号 厚岸町漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について、この提案理由をご説明いたします。

議案書36ページをお開き願います。

近代化資金制度については、漁業者等の漁業施設の整備拡充を図り、漁業経営の近代化に資することを目的として、漁業近代化資金助成法が昭和44年に制定され、その後、平成17年に漁業近代化資金融通法に名称変更が行われ、漁協等の融資機関が漁業者等に長期かつ低利の資金を融資できるよう、国と北海道が支援を行う制度であります。

厚岸町においては、この制度に上乗せする形で町単独の利子補給を行うため、昭和45年に条例を制定し、漁業経営の安定に寄与してきたところであります。

しかしながら、近年の水産業を取り巻く状況については、漁船の老朽化が進む中、東日本大震災後、資材の高騰などに伴い、漁船建造費や機器類が高騰し、また水産資源の減少や燃油単価の高止まりにより漁業経営は非常に厳しいものになっています。

厚岸町においては、主なところでは現在、稼働している漁船が船外機船から199頭のサケマス、サンマ漁船まで850隻あり、そのうち通常10年から15年ごとの更新が望ましいと言われている中で、船齢が20年を超える漁船は6割に近いと推定されており、また、昆布の乾燥施設についても条例制定当時から近代化資金が活用されており、30年を超える施設は漁業近代化資金の貸付実績では245件となっているところであります。

漁船については、漁業活動の基本となる必要不可欠なものであり、昆布の乾燥施設についても当町の漁業者の約7割が作業する昆布漁にはなくてはならない施設であり、これが漁業経営安定のためには適切な更新が望まれるものであります。

これらの更新がおくれることは、漁業経営の悪化を招き、さらには海難事故発生の可能性をも増大させることになります。

こうしたことから、厚岸漁協からも漁業者の負担の軽減を図り、漁業施設の近代化を進めるため、利子補給期間の延長と利子補給対象限度額の引き上げについて、強く要望を受けているところであります。

以上のことを踏まえ、当町の基幹産業の一つである水産業の維持、発展に必要不可欠な漁船等の近代化を推進する漁業者への支援を拡大するため、厚岸町漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正するものであります。

議案の内容につきましては、別途お手元に配付しております議案第57号説明資料、厚岸町漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明させていただきます。

議案第57号説明資料をごらん願います。

条例第3条第2項中、利子補給期間を現行の5年から7年以内へ改正する内容であります。

これは、漁業近代化資金融通法において、非共同利用施設の場合、これは漁業者個人が利用する施設であります。償還期限が最長15年となっており、本条例の利子補給期間を15年にしますと現行5年の3倍にもなってしまう、将来の財政負担が非常に大きくなってしまふことから、特に船外機船や機関換装、乾燥設備などの比較的償還期間の短い貸し付けでは、利子補給期間を2年延長することにより、大きなメリットとなり、施

設の整備拡充につながると考えられることから、現行の5年の利子補給期間を最長で2年延長し、7年以内とするものであります。

次に、第6条第2項中、漁業者個人が利用する非共同利用施設の利子補給対象額を現行の1億2,000万円から2億円に増やす内容であります。これは、漁業近代貸金融通法において、貸付限度額が3億6,000万円となっておりますが、厚岸漁業協同組合との借り付けの可能性について検討し、本町において3億6,000万円もの貸付は現状では見込まれるず、将来の財政負担も踏まえ、2億円としたものであります。

次に、第8条中、金融機関を融資機関に改める内容についてであります。これは他の条文との整合を図るための文言の整理をするものであります。

なお、本条例改正に伴う予算につきましては、10月1日以降に貸付事項があった場合、必要に応じて補正いたします。

また、参考資料として厚岸町漁業近代化資金利子補給条例の一部改正の概要を配付しておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

議案書36ページにお戻りください。

附則であります。この条例は、平成26年10月1日から施行するものであります。

また、経過措置として、この条例の施行の日前に貸付実行したものについては、なお従前の例によるものであります。

以上、まことに簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 今回、この利子補給条例が5年から7年と、また対象金額が1億2,000万円から2億というふうになるといった中では、当然、毎年度の債務負担行為もさることながら、毎年度のその予算の確保といった中で、当然、今までよりも多くなるということが、説明の中でも財政負担も考慮した中でという説明はされていたのですが、やはり、ただ利子補給自体は予算の範囲内というのが当然、措置としてはあるのですが、今までは当然、切られることなく利子補給というものをされてきておりました。

今後やはり、この辺、対象の広まって金額もふえるということが想定されるのですが、そういった中でも利子補給金額、予算の確保といった中では、やはり安定的にしていく努力をしていただかなければ、やはりそれが経営の安定にもつながるでしょうし、またこの目的でもある後継者、担い手の対策というものにもつながっていくと思いますので、その予算の確保といったものについては何とか大変でしょうけれども頑張っていたいただきたいと思います。というのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 予算の関係につきましては、毎年、漁業協同組合のほうと予算要求をさせていただき段階で協議をさせていただきながら進めさせていただいてお

ります。

当然、その近代化資金の枠も、法律に基づく枠も全道の中で、あるいは釧路管内の中で枠がありますので、これが物すごく増えていくということも、なかなかそういうふうにはいかないというような状況もあります。

そういった中で、財政のほうにもお願いしながら進めていきたいなというふうを考えております。

●議長（音喜多議員） いいですか。

ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

（「議事進行」の声あり）

●議長（音喜多議員） 議事進行。

●谷口議員 資料を明日の補正予算に資料をちょっとお願いしたいのですが。

●議長（音喜多議員） 資料請求ですね、どういう。

●谷口議員 ホマカイ川にかかわっての資料要求お願いしたいのですが、一つは橋梁計画に当たって河川管理をしている担当と協議を行っていると思うのですが、その協議がどのように行われて、審査項目はどういうことであったのか、その結果はどうなったのか、ルート構造に関する事前協議としてきちんと行われたのかどうなのか、これについてひとつお願いしたいと。

それから二つ目、河川管理上の制約条件があると思うのですが、それがきちんとクリアされているのかどうかということで、そのうちの一つとして橋梁の桁下高が計画水位プラス計画余裕高を上回っているかどうか、河床から平常水位プラス計画高水位プラス計画余裕高をどういうふうに見ているか。

それから2点目の二つ目、河床流向の変化、それから河床変動をどう見たのかという資料をお願いします。

それら三つ目、橋梁の方向は河川に対してどのように考えていたのか、そのデータをお願いしたいというふうに思います。

それから大きい三つ目、計画降水量等の決定はどのように行われたのか、ホマカイ橋付近について、いつそれを決定したのか。これは、河川法等によってきちんと決められていると思うのです。それらについて計画降水量等の決定について、どの機関で、いつ行われて、それが結果的には橋の高さ等を定める上で、あるいは幅を決める上できちんと計算の対象になっていると思いますので、それらについて資料をお願いしたいというふうに思います。

お願いできますでしょうか。

●議長（音喜多議員） 担当課長、きちんと確認しておいてください。

建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 大きな2番目の②ということで、底の流向の変化と、もう一つたしかおっしゃったのですけれども、ちょっとすみません聞き取れませんでした。流向の変化と川底の状態の変化。

済みません、もう一つ、最初なのですけれども、計画と審査項目、その協議というふうに、河川管理というふうに聞いたのですけれども、すみません、誰と誰の協議というふうにおっしゃったのか、ちょっと聞こえなかったので申し訳ありません。

●谷口議員 これ国道と道道とかという関係で、うちの管理する川と道路というのであれば、道路と国が協議しますよね。

ところがホマカイ川は、ホマカイ川というか、尾幌1号川は、本流ね、これについては厚岸町が管理していますよね。道路つくるのは厚岸町ですよね、であれば、やはりその川を管理する担当の方がいらっしゃると思うのです。それが同じかどうか私はわかりません、道路を設計してつくる担当者、これが河川管理施設と構造令だとか、そういうものに基づきながら、きっと法律で河川法だとか、そういうものに基づきながらつくってきていると思うのです。そういうものを全く無視して、厚岸町でこんな橋、この川に造りたいからといってぽっと架けるわけではないと思う。そういういろいろなものをクリアしながら造ってきていると思うのです。

そういうことをどういうふうに協議されて、内部協議かもしれないけれども、それがどういうふうに行われたのか、日程も含めてきちんと示していただきたいというふうに思います。

以上です。

●議長（音喜多議員） 建設課長、分かりましたか。

建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 明日の朝、明日の審議に間に合うように、準備をさせていただきます。

●議長（音喜多議員） ほかございませんね。

●議長（音喜多議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認め、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

午後 6 時13分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 6 年 9 月 1 1 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員